

**議 事 日 程**

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第3号 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第3 議案第4号 瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議案第11号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第12号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第13号 令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第14号 令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第16号 令和3年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和3年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第22号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第22 議案第23号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第23 議案第24号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第24 議案第25号 市道路線の廃止について

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 次 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
--------	---------	-----	---------

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならないと規定されています。

また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとなっておりますので、十分注意して発言されますようお願いいたします。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3件報告します。

議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして3件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は令和3年1月分が実施され、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

ただし、一般会計の予備費の充用について意見がありました。令和2年10月に会計課の窓口収納で発生した公金過少収納に伴う補填として1,000円を充用しているとのこと。今後は、このようなことがないようチェック体制の強化等を再徹底し、再発防止に取り組まれないとの意見であります。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は令和2年12月4日に穂積中学校を対象に実施され、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。瑞穂市文化協会に対する監査が令和2年10月26日から令和3年1月15日まで行われ、平成31年度の財政援助（補助金）に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、また監査の実施において必要と認められた場合は、令和2年度及び平成30年度以前の財政援助についても対象として実施されました。

瑞穂市文化協会に対する監査の結果と意見については、お手元に配付のとおりです。

以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した3件の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第3号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第3号瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。議席番号5番 日本共産党の関谷守彦です。よろしくお願ひします。

では、議案第3号瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定について2点お尋ねをしたいと思ひます。

まず第1点であります。

新年度予算で、グリーンインフラ事業というのが新聞紙上でも大きく取り上げてありますし、市長の所信表明の中でも大きく述べられていたと思ひます。

そういった中で、今回のこの基本計画との整合性といいますか、これを見ただけではちょっと判断しかねますので、その点について説明をお願いいたします。

以下につきましては、自席のほうからさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 関谷議員からの御質問に御説明させていただきます。

犀川遊水地整備事業につきましては、基本目標1.安全で安心して暮らせるまちの①治水防災というところがございます。

こちらの後期計画でいうと24ページになりますけれども、その課題の部分のところに河川改修等の計画的な治水事業というところがございます。

続いて、25ページのほうは、施策の方向性のコーナーがござひます。そちらの(4)のところに治水事業の推進の部分のところに遊水地・調整池整備事業の記載というところがござひます。そちらのところに、グリーンインフラのところを位置づけているということでござひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、今回のグリーンインフラについては、治水防災という観点のみということでございましょうか。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） この後期計画の中には、基本構想の中にあります将来の都市空間像というのを位置づけています。定義しております。

こちらは、後期計画の中で80ページになるんですけども、様々な都市活動や日常生活を支える機能を集積するという意味合いで、拠点と位置づけをしています。地域間の人々の移動や交流、連携を支えるものを軸と見ています。都市的利用及び自然的利用の区分や面的な広がりを表すのはゾーンと位置づけています。これら拠点と軸とゾーンを合わせて、まちを形成していくという形を取っています。市民同士の触れ合いや観光の中心となる交流拠点ということで、犀川のところを位置づけているということです。

この辺は川があり、大変鳥も多いということで、地域資源にあふれたところございまして、散策ができたとか、水と緑のネットワークという事業も、今後を考えていくということで、暮らしに潤いを与え、交流を生むような自然環境ゾーンという位置づけも考えていくという意味合いがあります。これに沿って事業を行っていく予定としております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 防災という観点と自然環境ゾーンという御説明でしたけれども、またこれにつきましては、一般質問も含めて、結構たくさんの方がされると思いますので、そこでまたいろいろと究明できればと思います。

では、続きまして、この後期基本計画、18ページにありますけれども、情報関係、行政サービスの情報化推進ということで、ここにいろいろ書いてあります。個人番号カード、こういったことについて、行政サービスへの利活用を推進していくということが記載されております。

また、市長の所信表明におきましても、デジタルトランスフォーメーションの推進、そういったことも言っておられます。

そういった中で、デジタル化の利便性の向上、こういうことはよく言われておりますけれども、その裏側といいますか、その反対側を見ますと、情報の漏えいの問題、そして不正利用の危険性、こういったこともどうしても避けられない問題だと思います。

また、個人情報の保護という観点からしましても、こういったことは集積されればされるほど、漏えいも含めてですけども、別の観点で使われる。あるいは国のほうで考えてみえるのは、こういった情報を集積し、それを国家的な観点から、あるいは企業への情報提供ということも含めて、そういったこともうわさされておりますけれども、そういった個人情報の保護と

いう観点、こういったことが非常に弱まってくるのではないかと。

そして、自治体での情報システム、これも今標準化される、そんなような動きもあると思います。そういった中で、こういった問題はシステム化が統一されればされるほど、これまで進められてきた地方分権という問題ですね、そういったことがどうしても後退しやすいのではないかと。こういった様々な問題、まだほかにもあると思います。最近の問題でいけば、特定の業者にこういったものがどうしても集中しやすい、そういった問題も出てくるのではないかと。そういったことも含めまして、様々な問題があると思いますけれども、こういった様々な懸念に対してどのように考えていただいているのか、市長のほうのお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの質疑に対してでございますが、デジタル化に伴う情報の安全管理体制ということで答弁をさせていただきたいと思いますが、当市では、情報セキュリティポリシーで指針を定め、物理的セキュリティとしては、情報システムや職員等が利用するパソコン等の端末、さらにUSBとか電磁的記録媒体等の管理、さらに人的セキュリティという視点からは職員が遵守すべき事項など、詳細に情報セキュリティポリシーというもので指針を定めております。

また、職員研修において、この情報セキュリティポリシーに基づき、離席時などは不使用時にパソコンをしっかりとロックをすとか、使用端末の適正なパスワード管理、あと執務室内のパソコンについて、例えば窓口業務等において市民や例えば担当者以外の職員から見られないような措置を講ずることとか、例えば部外者が、サーバーとかが置いてある電算室というところがございますが、そういった電算室に入ってこられないような、そういった措置を講ずることも指導させていただいております。

各担当課において、それぞれのマイナンバーを含む個人情報の取扱状況に応じて、必要な措置や配慮をしているものと考えていますが、再度、業務状況を点検して、対応に不十分な点が確認された場合は、情報セキュリティポリシーに準じて安全管理を見直していかなければならないと、そのように考えております。

また、マイナンバーについては、安全管理措置として、毎年、外部による実地調査というものを行っております。その実地調査と同じくして、職員の研修もその場で行っております。

最後ではございますが、幾らこの情報技術が高度化しても、その取り扱う者の意識が向上しなければ、情報漏えいが起きる可能性というものはございます。議員の御指摘の安全性への懸念というものは、何よりもこういった職員のセキュリティ意識のレベル向上にあると考えております。

今後も、外部の実地調査や職員研修等を含めた人的対策の強化に努めていきたいと考えてお

りますので、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、御答弁にありました実地検査とかそういったものについてはどの程度の頻度で行われているのか、外部監査ということでありますけれども、どういったところに依頼をされているのか、お願いします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） この実地検査に関しては、毎年行っております。それに伴って職員研修も毎年行っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 外部監査について、どこの方々に、お答えにくいのかなと思いましたが、これも、これはシステムを委託している業者さんとはまるきり分離された形でされているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） この外部の実地調査というものは、一応この情報システムを管理しているところでお願いをしているんですけれども、ただその業者のほうから、一応監査法人という資格を持った方に来ていただいて、その方が第三者的に情報セキュリティの視点で何点か実地調査をしているということで御理解を願いたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 確かに、当然監査される方、そういうような資格を持ってみえる方、どなたがやられても、どこの業者がやられても、当然資格を持っている方が見えると思いますので、その点については、若干疑問は感じるところでございますけれども。

安全管理の問題については、今お答えでしたが、そのほかをトータルで見た場合、市長のお考えはどんなふうなんでしょうか。こういった今後の方向性として。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷議員からの後期基本計画の中における安全管理体制というような、そんな点に御質問をいただいております。

今、コロナ禍にあっても、これから先、デジタル化というのはかなり進んでいくと思います。また、大手企業などではオンライン化によるテレワークなどで、週に2日ぐらいしか出勤がなされないような、そんな今の状況もあります。

デジタル化の推進というのは、個別最適な時代をこれから迎えるということを考えています。

個別最適というのは、それぞれの個の多様性に応じた、そんな時代がこれからやってくるのではないかということを思っています。

また一方、先ほどから御質問のあるような、個人情報の保護というような点での今の御質問ですが、毎年監査法人のほうで実地監査もしていただいておりますし、その辺りについてはしっかりこれからもやっていかなければ、職員の研修体制も整えながらやっていかなければ、この両輪がそろわなければ、このデジタル化には対応していけないということを思っておりますので、その辺りもこれからしっかり進めていこうというような、そんな考えでおります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、最後にお尋ねします。

どうしても、デジタル化といいますか、このことについては、当然有効なものですので、より進んだものを導入していく、こういった姿勢は必要だと思います。その一方で、例えば市役所なんかの業務というのは、どうしても対市民との関係においてどうかという問題が一番大事だと思います。

そういった意味では、全てのものがデジタル化するというのではなくて、やはり市民と直接に顔を合わせながら、様々な相談を受けながら、事を進めていく。1つの申請についてもそういったことだと思います。そういった観点で、今後の市のそういった行政の進め方については、デジタル化と、それから市民へのサービスの向上、そういった点についてどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 御質問の窓口対応については、デジタル化が進む一方、やはり高齢者の方、またいろんな方々が窓口にお越しになると思いますので、その辺りについても、デジタル化と併せて進めていくというような、そんな考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

続きまして、8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 皆様、改めましておはようございます。議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

議案第3号瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定について、通告に従い質問のほうをさせていただきます。

令和3年3月31日をもって、瑞穂市第2次総合計画が5年経過するため、市を取り巻く社会の情勢の変化を踏まえて、基本計画の見直しを行い、市の目指す市民参加と協働のまちづくりを推進するため、後期基本計画を策定するという議案でございます。



この総合計画後期基本計画は、瑞穂市の全ての計画の指針となる最上位の計画に位置づけられております。今後、瑞穂市が目指すべき姿に向かうために、5年間でどのようなことに取り組んでいくかというものを示すものだと考えております。その中でも重点的に行っていく施策を重点施策として位置づけをされております。

そこでお尋ねをいたしますが、今後5年間の基本計画を策定するこの際に、重点施策として取り組むものをどのように決定をしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 第2次瑞穂市の総合計画でございますが、策定時に策定審議会というものを開催しております。そちらで協議していただきまして御意見をいただきまして、今度は策定委員会というところで決定しているということです。

今回の後期基本計画の重点施策についても、基本構想は踏襲しています。一番上の基本構想というのは10年間踏襲しているということです。また、前期基本計画の、毎年審議会、評価委員会を受けております。そちらで評価を受けまして、後期基本計画につないでいるということです、大変わりなところはないうということになります。

ただ、この中には、時代の流れとかありまして、レスポンスよく対応していかなくやならないということがありますので、今回基本計画というものを5年間分見直しているということで、つないでいるということです。ですから、中には選択と集中とかサンセット方式とか、ブラッシュアップというところで方針を変えてくるというものもあるということでございます。

この総合計画の中の重点施策ですけれども、基本的には施策の方向性ということで大きなくくりとして構えております。ですので、その時代の流れの中で事業が出てきたときは、その個別の事業でその事業単位の構想、そして基本計画、実施計画というものをつくってということになりますので、ここのところで具体的な今の後期計画の中にあります主な事業のところでは大きなくくりで書いてありますので、できるだけ包含できる方向性というところで捉えておりますので、御理解願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） この後期基本計画を策定する際に、本市の現状を分析されておるわけでございますが、この現状の把握の中に、前期計画は財政の将来見込みとして、計画前期期間に相当する歳入歳出額の見込みを掲載しております。

今後5年間に重点施策として取り組むものを進めていくに当たって、あらゆる施策は財源を伴うものでございます。現状把握として、少子高齢など人口構成の変化などで扶助費の増大や財政の柔軟性など、現在の本市の財政状況を勘案することが大切であるというふうに考えております。

また、重点施策を行うに、どの重点施策に限られた財源を配分していくのかということが非常に大切であるというふうに思います。

そこでお尋ねをいたしますが、瑞穂市の財政の現状と見通しをどのように把握をされていらっしゃるか。また、財政の把握なしに重点施策の優先順位をつけていらっしゃるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの瑞穂市の財政の現状と見通しをどのように把握しているのかということでございますが、今回第2次総合計画の基本計画の中には5つの基本目標というものが掲げてございます。

その5つの目標全体を俯瞰する共通目標というものが、またこちらの中でも掲げているわけでございますが、この共通目標の重点施策として、計画的な財政運営を掲げ、その中で市の財政状況を表す各指標の推移に留意しながら、中期財政計画に基づく財政運営を計画的に実施しますとさせていただいております。

さらに、今後の、先ほど申し上げました各指標、財政指標というもの、財政指標を、今後の目標指標、いわゆるKPIとして財政力指数、さらには実質公債費比率、さらには市の貯金であります財政調整基金、こちらの残高割合が標準財政規模に占める割合、こういったものをこの目標指標として設定をさせていただいているところでございます。

まず、この財政力指数でございますが、令和元年度、これ決算が終えている状況ですので、この令和元年度で0.78と、県下21市の中で6番目となっております。さらに、実質公債費比率、こちらについては令和元年度0.6と県下21市の中で下から3番目と非常に低い数字となっております。また、標準財政規模に占める財政調整基金の残高割合というものも、令和元年度末で25%と一応前期計画で掲げております20%という目標指標、こちらのほうを確保できているというところで、そのような目標指標に関しては、前期で達成をしているというところで理解をしているところでございます。

また、今回の後期基本計画の中では、新しい目標指標として、一般財源におけるいわゆる投資的経費における公共施設整備基金の残高の割合を設定しております。この指標は、公共施設整備基金の残高を一般財源における投資的経費を下回らない目標値とする、そういった指標ということで設定をさせていただいております。

今後は、後期においては一般財源における投資的経費を上回る公共施設整備基金の残高を確保ということで、新たな目標を設定させていただいているところでございます。

今後は、こうした各種財政指標や財政状況をしっかり把握、分析し、持続可能な財政運営というものを考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

あと、2点目の財政の把握なしに重点施策の優先順位をどのようにつけているのかという御

質問でございますが、財政的な視点からの事業の優先順位ということでございますが、当市の過去の平成21年度から平成30年度までの10年間で平均を取っているんですけども、その中で先ほど申し上げました投資的な経費というものが平均で約24億となっていることから、そうした限られた財源の中で、今後、公共下水道整備事業、さらには穂積駅周辺整備事業や、また新庁舎の建設事業といった財政的には非常に大きな事業を進めていかなければならないと、そうした状況の中で、持続可能な財政運営を推進していくためには、限られた財源に対して必要な施策や事業の選択と集中を行い、この基本計画に掲げられた重点施策というものを進めていく上で、財政運営上大丈夫なのか、その方向性を考えていくことが重要だと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 選択と集中の中で事業を進めていくということでございますが、ちょっと関連で、追加の質問というふうになりますけれども、市長にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

総合計画が市の最上位計画でありまして、重点施策というものを網羅的に計画しているということございまして、重点施策の中の優先順位というのは、この総合計画の中では決めていないよというようなお話の感じと受け止めをさせていただいたんですけども、市長が市政運営をしていく中で、この限られた財源の中、投資的経費で24億円という平均というのが御紹介がございましたが、その中でどのようにこの総合計画の重点施策、順位づけをして優先順位をどのように図って市長は進めていかれるのか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬淵議員からの後期基本総合計画の中の財政の現状の見通しというような点と、優先順位というような、そんな御質問でございます。

総務部長のほうからもお答えしておりますが、財政については4つの基本目標指標を持っています。1点目は、財政力指数を令和12年、2030年に0.77、実質公債費比率を3、そして標準財政規模に占める財政調整基金の残高割合を20%以上、そして新たに一般財源における投資的経費に占める公共施設の整備基金の割合を1以上というような、そんな4つの財政運営上の目標指標を定めて、財政についてはしっかり、これから先もやっていきたいということですが、その中で、御質問の大きな重点事業の中の大規模事業があるということで、優先順位をつけるというようなことですが、総合計画に掲げた事業というのは、前提にこの事業を進めるという観点でこの総合計画には載っていますので、その中でも財政を鑑みながら、選択と集中というその中で、一年一年、その財政の枠の中で進めるというような、そんなお答えをさせていただきます。

また、詳しくは一般質問でやられると思いますので、その辺りについては担当とか、また私のほうからお答えをさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 限られた財源の中で、選択と集中で進めていくということで、一年一年財政を見ながらという御発言もありましたけれども、私が申し上げたいのは、長期の財政を見ながら、ぜひ進めていただきたいと。全て手をつけてしまって、始めてしまっては、長期的な財政を見て、持続可能でなくなってしまう可能性があるということをお聞きしていることをつけ加えさせていただいて、次の質問をさせていただきますけれども。

先ほど関谷議員から御質問がありましたので、同じような観点ですので、ちょっとはしりながら質問をさせていただくんですけれども、先ほどグリーンインフラということを市長の所信表明で発表されましたけれども、そのグリーンインフラというものは、先ほどのお話ですと、治水、防災、そういったもの、あとは交流の場にしていきたいというお話がありましたけれども、私はこの総合計画の中で、65ページにもありますように、活気あふれる元気なまち、観光交流という分野の中で、新しいにぎわいの創出、地方創生の拠点というお話もありましたので、そういった観点を含んでいるのかなというふうに思いましたけれども、こういった観点を持って、この場所を進めていくのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の馬淵議員からの御質問でございますが、グリーンインフラのところは、当然近くに牛牧開門がございます。教育的なもの、文化財というものもありますし、そういった観点でまた人が来る。見ていただいて学習もしてもらおうとか、そういう形で実際活用していきたいなというふうに思っています。

また、ここまで来る間に、いろいろとあそこの犀川のふれあい公園、さい川さくら公園では自転車のイベントだとか、そしてステージを組んで平山さんのイベントだとかやってきたわけなんですね。あそこというところは、やっぱり自然環境に恵まれた広さがあって、いろんな、前やったのはキャンプのこともやりましたね。そういう形で多くの方が訪れて、あ、こんないいところがあるんですねということをお聞きいただきました。

そういう形で、人が集まる拠点のところとして活用もできるし、防災、治水のこともこれからやっていくという形になりますので、馬淵議員言われるように、多くの方が集まっていたら拠点となるというふうにも目指しておりますので、御理解願いたいと思っています。

○議長（庄田昭人君） 以上で、発言の通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第3号、後期基本計画の策定についてですが、これは、今回の策定の中に、5ページですが、市長のマニフェスト、それからSDGs、これが入ってきております。持続可能な開発目標ということで17の目標があるわけです。

それで、1から5については、貧困、飢餓、そういった問題の解決、それから7から11、これは全ての人が経済的に豊かで満たされた暮らしができることへの取組、それから12から15、これは持続可能な消費と生産、天然資源の持続可能な管理といった地球環境保護への取組の件でございます。それから16と17については平和という関係ですね。

そういったものが17の目標であるわけですけれども、今回そういった目標に対して、持続可能な目標ということで17あるわけですけれども、そういったものが今回の後期の中に入っているか。それから市長のマニフェストもあるわけですけれども、そういった新たに取り入れた政策、そういったものがこの後期基本計画の中に入っているのか、まず確認をしたいと思います。

以下は、自席から質問をいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） SDGsの17のゴールのほうの、どの基本目標と基本計画の中に入っているかというところでございますけれども、こちらのほうはまず、職員のほうの研修をしております。このSDGsの概念を持って、この事業を進めていくという方向づけです。

ですから、今回の後期計画の中には、主な事業がこのSDGsのゴールに値するというものを位置づけているということです。

各セクションの職員は、この事業に対して、このゴールを持って進めていくということが、今回の新しい後期計画の中に取り入れたものでございます。

ですから、この後期計画の中には、具体的にはSDGsについての言葉を書いているということではございませんけれども、背景にSDGsの考え方を持って事業を推進しなさいという意味合いでございますので御理解願いたいと思います。

市長のマニフェストでございますが、後期計画の中に、総合計画の中に全部網羅されていません。それは何ゆえかといいますと、市長のマニフェストは、当初就任されてから、いろんな事業がございました。ですけれども、総合計画の中にやっぱり落とし込んで一致するものというものを選んでおりますので、41でしたかね、41がこの事業の中に入っています。それ以上に考えてみえたこともあったんですけれども、全体的に、総合計画の中に合わないものは、申し訳ないんですがということで、その中に外れているということもあります。

ただ、今後また、今回は第2次の総合計画の後期ですので、第3次総合計画を考えていくときに、その時代と合うということになれば、そのものを入れていくと、そういう形になってい

くということでございます。ですから、この中には市長さんのマニフェストというものも入っているということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回この後期計画をつくられるときには、前期のときには市民団体といいますか、検討委員会を開かれてやっておるわけですけれども、後期をつくられた場合に、各種団体や公募によってこの市民検討会議を行われたのか、確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の市民の方々の御意見を広く拾ったかということの御質問だと思います。

後期計画のほうの5ページのところに策定体制というところがございます。基本的に総合計画の一番、10年間を作成するというときは、本当に大きな柱を考えなきゃなりませんので、そういう手続を多く踏んでいくわけなんですけれども、今回は一番上位の基本構想だとかというのは変わりません。10年間のは変わりないです。基本計画の5年間で時代に合わせたということで、少し変化させていくという形になりますので、前期の基本計画を踏襲するという形になります。

ただ、私どももまちづくり基本条例等々ありますので、ワークショップなんかをやりたかったんですが、今回コロナの関係で断念したということがございます。ですので、各種団体さんのほうにはアンケート用紙を配らせていただいて、そちらのほうで広く御意見を拾わせていただきました。

それと、毎年、各実施計画等の評価をいただいています。その評価をいただいたものが、毎年やっけていまして、その評価委員の方々から総合計画の後期計画がつけられるんだけどという形で、市民の方に声をかけていただいたということもありまして、90本近いパブリックコメントがあったということです。これは本当にうれしかったことです。なかなかこれだけ市の計画等々に声を書いていただく、意見を出していただくということはないんですけれども、今回は多くの方々から意見をいただいたということで、大変感謝しているという状況でございます。

また、今度の第3次はできるだけ時間をかけて温めて考えていけると、そういう手続を踏んで市民の方々の意見を聞きながら温めていけるのに、時間をかけてつけられると本当に市民協働の計画になっていくのではないかなということで、今考えているというところでございます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第3 議案第4号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第4号瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議案になっております議案第4号瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定について御質問いたします。

本議案は、市民へ給付する補助金等を市内事業者での利用に限定した地域振興券に替えて給付することにより、地域経済の活性化と消費喚起を図る目的で基金を創設する内容とお聞きしております。

そこでお尋ねをいたしますが、この地域振興券について、今後どのようなものをこの地域振興券として発行していく予定なのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まずは、この地域振興券支払基金条例は、条例そのものは換金に必要な経費の財源に充てるための支払基金を設置するというもので、ただいまの御質問はその前段となる地域振興券の発行事業についての御質問という理解で答弁をさせていただきます。

令和3年度の対象事業の選定に当たり、同一個人に年に複数回給付されないもの、それから法律等で現金給付と規定されていないもの、また国や県の補助事業でないもの等を条件に、庁内の各課調整の上、選定させていただいております。

それにより、市が市民に対し現金で給付していた補助金等を地域振興券に替えていくことが可能なものとして、議会費の中の議長交際費、それから自治振興費の中の報償費の中の記念品、それから総務管理費の中の振興券発行事業補助金、社会福祉費の中の敬老祝金、それから塵芥処理費の中の空き缶リサイクル報償費、いわゆるリサイクルカードの交換用の粗品をこの事業に充てていきたいと考えております。来年度以降も、条件に当てはまるものがあれば、随時追加していきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） アフターコロナというものをこれから考えていかなければいけなくて、

それを見越しまして、新たな日常をつくっていくということがこれから求められていくわけですが、ICT技術の発展やデジタル化が進む中で、今後キャッシュレスの社会というものを目指していく国の方針があるかと思えます。

本市の計画では、振興券として、紙での運用というのを想定されているとお聞きしておりますが、電子通貨など、コロナ対策や今後の社会情勢を見据えた振興券の発行というものを検討されているのかお尋ねをいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、高山市をはじめとする飛騨地方で使用されています地域通貨、さるぼぼコインと呼ばれているんですが、その事例がその対象になるかなというふうに考えております。

これも、そもそもその前身であるさるぼぼ割引券という紙の割引券による取組を電子化できないかといったものがきっかけとなったというふうに聞いております。

地域通貨として地元事業者、店舗での利用通貨として、さらにはこの利用に対するポイントを付与するなど、地元金融機関と連携した電子決済による仕組みは、今後、新型コロナウイルス感染症対策が進み、コロナ終息後の新たな生活様式によるDX社会が進展する中で、今後参考になる事例として研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君の質疑を終わります。

続きまして、5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷でございます。

では、引き続きまして質問させていただきたいと思えます。

先ほども答弁あったかもしれませんが、やはり基本的には国や自治体が給付するものにつきましては、現物あるいは現金というものが原則ではないかというふうに私は思っておりますけれども、今回地域振興券、あえてこれを導入しようということにつきましては、意図は分からなくもないんですが、そういった原則との整合性、そこら辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。お願いいたします。

以下は自席のほうでさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市が行っている事業の中で、法令等で現金支給となっているものはこの地域振興券事業に転換する考えはございません。

市独自の事業の中で、条例とか規則、要綱等により、これに一部または全部を転換しても問題ないもので事業展開をしてみたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕



○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そこで問題がないという基準ですけれども、非常にデリケートな話だと思うんですね。

それにつきましては、行政側でこう判断していくことでなくて、むしろ広く市民の方々にこれをこんなふうにしていきたいがどうでしょうかというような問いかけも含めて、今後もし増やしていくのであれば、そういったことも含めて検討していく、そういったことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） これまでプレミアム付商品券発行事業は市でも複数回にわたり実施しており、市が発行する商品券事業としては一定の認知がされているものと考えております。

今回の地域振興券事業は、循環型地域経済の構築を目的として実施するもので、地域振興券を受け取られた方は市内取扱店において現金に換えてサービスや商品の購入ができることとなります。市内でお金を循環させることで、地域経済の活性化と消費喚起を図ることができると考えております。これの趣旨を御理解いただきまして、当事業に御協力をお願いしたいと考えております。

また、事前に市内各課との協議において、地域振興券に替えても問題がないものを選定しておりますが、今後、課題等が発生した場合には、その一部を現金給付に戻すなどの対応も考えていくなど、随時見直しを図っていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話の中で、地域振興券が一定の認識を市民の方々の中に得ているというお話です。

それについては、私も理解するところですが、ただし、それは今までは市が給付するもの、つまり何らかの市民の方が条件になって、そういう権利が発生したから市から給付されるというものではなかったと思うんですね。

ですから、そこには本質的に違う部分があると思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 特に今年度は、新型コロナウイルス感染症対策ということで、様々な支援をこのプレミアム付商品券等で代替した格好で支給しているというようなこともやっておりますので、その辺りにつきましては、今のところ特に問題はないと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、従来からやっている事業の中でも、商品券に替えて問題

ないというものにつきまして、今回振興券事業の対象として展開していきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この問題につきましては、きちんとまた常任委員会のほうで検討されると思いますけれども、続きまして、前の説明のときに振興券の発行見込額、ちょっと私の聞き間違えだったかもしれませんが、500万ぐらいあるのではないかと。それから、予算の事前のシートを見ていると、5,000万程度を将来的には目指したいというお話が載っていました。

どちらにしましても、仮に500万だとしますと、例えば500円の券でやりますと1年間に1万枚の地域振興券を発行するということになります。しかも今回、条例の2条によりますと、消滅時効の問題も明確に出されておりますので、そうしますとそれを1枚ずつにつきまして、有効期限を明記していく必要も出てくるであろうと。そうしますと、これを給付する部署というのが管理、それから公営企業を設ける、そこを管理する部署、そういったところを時効消滅まで個別に管理していく必要性が出てくるのではないかと。そういう意味では事務負担が出てくるのではないかと思いますけれども、そこら辺での経費というものの見込みについてはどのようなお考えがあるのでしょうか。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） もともと過去にやってきたプレミアム付商品券発行事業とか、今回のコロナ対策としてプレミアム付商品券を実施してきたもの、これはいずれにしても年度末、3月31日までというような取扱い、最大6か月というような内容で、今回この基金を設ける理由は、年度をまたがってもこの事業が継続されるというところが、この基金条例の設置のまずもっての理由でございます。

そういった中で、ただいま関谷議員から有効期限についてはというような御質問もございましたが、これにつきましては、当初より地域振興券へ期限を直接印字することを考えておりましたが、1枚ずつに発行の都度記載する予定はございません。利用期間も、先ほども言いましたように、年度にこだわらず、一定の期間を設定することと考えております。

地域振興券の管理につきましては、担当課で必要な分だけをその都度、地域振興券を管理する商工農政観光課に請求しますので、給付していただく担当課においての時効の管理は行いません。また、地域振興券を管理する商工農政観光課では、令和3年度末に未配付となった地域振興券については商工農政観光課において廃棄することとしています。

市民の方にお渡しした地域振興券が期限内に使われなかった場合や、取扱店が換金しなかった場合のみ、基金の時効の管理が必要となってまいります。これらは商工農政観光課において、

年度ごとの基金積立額と換金額を管理しますので、現在予定している発行額では十分処理できる量だと考えております。

それから、ランニングコストもということだと思います。対象事業はこのまま拡大していかなければ、新たに作成する地域振興券の印刷費用が増加すると考えています。同規模の発行額であれば、同程度のランニングコストがかかるものと推定をしておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 管理はそんなにかからないというお話ですけれども、そうしましたら、この条例案に出ております第2条での、先ほどの消滅時効の話ですけれども、ここで地方自治法236条の消滅時効云々というのが出されておりますけれども、これはどこのことを言っているのか、つまりこの236条を援用してくるということは、消滅時効、当然起算日があると思えますけれども、起算日はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど来から申し上げておりますが、今回発行いたします振興券の期限というのはある一定の量を、例えば1年とか1年半とかというような期限を設けます。そうすると、その期限以降に使用されなかったもの、それから換金されなかったものについては、先ほど議員御紹介のとおり、地方自治法による時効消滅、公金の時効消滅が5年となっておりますので、その5年でもってまた一般会計のほうへそのお金を戻すというような、そういう取扱いを考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 地方自治法236条による時効というのがここではちょっと当てはまらないのではないかと、むしろ民法の世界で、個人的な、公的なものでなくて私的なものという取引ではないかと思うんですけれども、市と業者さん、店舗が交換をする際のこういった期限を言っていると思うんですけれども、ここで地方自治法のこれを持ってくるのも、そもそもおかしいのではないかと。

それから、店舗にとっては市民の方から店でこれが利用されたときから、その時効が発生してくるのかどうか、ちょっとこれでは非常に曖昧なことになっているのではないかと思うんですけれど、その点はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市が発行いたしますこの地域振興券につきましては、公金と同じ扱いという意味で、5年という取扱いをしたいと思っております。

また、それを使用されなかった、またそれを換金されなかったことにつきましても、振興券

の期限が書いてございますので、そこが起点になろうかというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御回答については、ちょっとおかしいのではないかという見解を持っていますので、その点についても今後よく検討をしていく必要があると思います。

どちらにしましても、内容についても、より厳密にそれぞれ考えていく必要がある部分も相当あるのではないかというふうに思いますので、今回、無理して今すぐ実現するということでは、少し早過ぎるのではないかという、これは個人的な意見になりますけれども、そういったことも含めて、今後議論をしていきたい、そんなふうに思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言の通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第4 議案第5号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議案第5号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第5 議案第6号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第6号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第6 議案第7号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第6、議案第7号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第7 議案第8号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第7、議案第8号瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第8 議案第9号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第8、議案第9号瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第9 議案第10号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第10号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 議席番号11番、みずほ令和の会、杉原克巳でございます。

事前通告はいたしておりませんが、議案第10号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）につきまして、2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

その1つ目といたしまして、歳入歳出予算補正というところで3ページの地方交付税のことにつきまして質問をさせていただきます。

補正額が減額9,200万という、補正前のこの地方交付税の金額が22億7,000万ということで、9,200万という金額は4.1%前後の非常に大きな減額措置ということになっております。その9,200万のこの減額の要因はどういうものかということをお尋ねしたいと思っております。

あとは自席のほうで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいま杉原議員の地方交付税の3月補正における減額の理由ということでございますが、まず今回、この3月で減額させていただいたものは、この説明欄にあると思っておりますが、地方交付税の中でも普通交付税と特別交付税というふうに2種類に分けられるんですが、今回はこの特別交付税のほうで減額をさせていただいているというものでございます。

それでもって、まずこの特別交付税というものについての説明をさせていただきたいと思いますが、この特別交付税というものは先ほども申し上げましたが、地方交付税というものが普通交付税と特別交付税の2種類がございまして、この地方交付税額、総額の全体の6%に相当する額が特別交付税として地方公共団体に交付されるというものでございます。

これの交付時期というものは、年に2回、12月と3月に決定、交付されてくるということでございます。

まず、この特別交付税ですが、どのように算定されるかということ、通常普通交付税ですと、基準財政需要額とか収入額の差をもってするんですが、こういった普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に捕捉されなかった、例えば大規模災害、災害に関する経費とか、さらには地域の交通確保、産業の振興等の特別な財政需要がある場合や、さらには基準財政収入額のうち著しく過大に算定されたもの、そういったものがこの特別交付税の対象となってきます。

そういった中で、本年度、国の全体の中で、非常に災害が多くあった年という中で、その配分額が決められてくるわけなんです、当市の場合は幸いに昨年度、台風とかそういった災害がない中で、全国的にこの交付税の配分が少なかったという中で、今回3月の補正予算でもって特別交付税のほうを減額させていただいたということで御理解を願いたいと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、要するに地方交付税には普通交付税と特別交付税、そして特別交付税というのは災害とかいうことがあった場合に、それから補填して94%と6%という区分けをしておるということは、私自身も理解しておるわけなんですけど、それで、この最初の24億というところで、要するに補正前のときに24億で、それから今度は9,000万を引いておるわけなんですけど、一番最初にこの地方交付税のときには、この補正前の24億何ぼの中には、その特別交付税というものも一応入れて、交付税を12月と3月にもらうわけなんですけど、その中にその分は入っておったということで、そういう理解でよろしいですか。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今回、この予算書で見ると、22億6,934万7,000円という地方交付税、普通交付税と特別交付税を合わせた額ということで御理解していただきたいと思いますが、そのうち当初、特別交付税に関しては、過去の実績等を踏まえて、さらに国の地方財政計画を基に補正前の額22億6,900万のうち、特別交付税の当初予算の部分に関しては、2億8,000万を予算計上させていただいております。

今回、決算見込みとして1億8,800万ということで9,200万の減額補正をさせていただいているということですので、何とぞ御理解をお願いします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、ちょっと数字の訂正をさせていただきますと、補正前は22億7,000万なんですけど、ごめんなさい、24億と言いましたけど。

分かりました。

そうしまして、もう一点なんですけど、今度はページナンバーが10ページの地方債補正のところ、減収補填債ということで8,160万円が起債というところで上がっておるわけなんですけど、この目的についてお尋ねをしたいと思いますが、この減収補填債といいますのは、要するに税収の見込みがなかったから減収ということで、これは国としても減収補填債という制度は認められておまして、地方の場合は、この場合借り入れた場合には償還時にその分は補填をしてもらうということを聞いておりますけど、その目的、この起債の8,160万の目的ですが、それをちょっと、どういう理由かということをお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今回補正をさせていただいた減収補填債というものでございますが、お見込みのとおり、議員の説明のあったものでございますが、さらにちょっと補

足させていただきますが、この減収補填債というのは、法人関係の地方税の収入実績が見込みより下振れした場合に、その不足する財源を穴埋めするために発行が許可される特別地方債のことで、財源調達として充当率100%、交付税算入として元利償還の75%が地方交付税で後年に手当てされる、いわゆる臨時財政対策債とか財源補填という特別措置に基づく起債ということでございます。

ただ、この令和2年度の地方税収の見込額が、このコロナによる経済環境の悪化で大幅に下回る見通しとして、今年度に限り、総務省は自治体の税収不足を補うために発行する減収補填債の対象税目に地方消費税交付金、さらにたばこ税、さらに譲与税などを対象税目として追加をされております。

今回、この追加された中で、当市の場合、地方消費税の下振れについてが5,970万円という金額で算出されております。さらにたばこ税、こちらについては1,590万円ということと、さらに地方揮発油譲与税で600万円ということで、合わせて8,160万円ということで、今回この減収補填債ということで発行させていただいて、予算措置をさせていただいたということでございますので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、要するに資金ショートを起こすから8,160万の減収補填債をやるということは、1つちょっとお聞きしたいんですけど、この場合そういう市中の借入れじゃなくて、要するに財政調整基金というものがありますよね、うちの場合。そこで対応ということではできないわけなんですかね。それをちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今回の減収補填債、先ほども申し上げましたが、コロナの影響でこの国の財源補填制度という中の、地方交付税における基準財政収入額の中に、先ほど申し上げた地方消費税とかたばこ税とか、そういったものが絡んでくるわけでございますけれども、その部分が実際にこの7月に本算定で計算した基準財政需要額より決算見込みが下がっているということで、当市が財源不足ということで発行するわけでございますが、これについては来年度、またその基準財政需要額の収入額のほうで調整はされない、精算制度というものがございませんので、やはり財源が不足するという見込みの中で、やはり借入れをさせていただきたいということで、予算計上をさせていただいているところでございます。

もちろん、こちらについては借金という形で捉えられがちでございますが、あくまで後年に地方交付税の措置が、元利、償還合わせて措置されていきますので、そのように御理解をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 質疑はほかにありませんか。



[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第10 議案第11号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、議案第11号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第11 議案第12号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議案第12号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第12 議案第13号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、議案第13号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第13 議案第14号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第13、議案第14号令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3

号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(庄田昭人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第14 議案第15号について(質疑)

○議長(庄田昭人君) 日程第14、議案第15号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(庄田昭人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩をさせていただきます。それでは、10時40分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時43分

○議長(庄田昭人君) それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

---

#### 日程第15 議案第16号について(質疑)

○議長(庄田昭人君) 日程第15、議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番(杉原克巳君) 議席番号11番 杉原克巳でございます。

議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算につきまして質問をさせていただきます。

質問事項は2つでございますけど、1つはコロナウイルス対策の予算化の考え方についてということで質問をさせていただきます。一応、予算概要の新年度予算に当たるということで、一番最後のページのほうにコロナウイルス対策として、現下の近々の課題である新型コロナウイルス感染症対策については、市民の安全・安心を第一に新年度において対応してまいります

というふうに記述をされておられますが、当初予算におきましてどのような事業予算化をされておるかということをお聞きしたいと思っております。

一応小耳に挟んだところによりますと、コロナ対策につきましては補正予算で対応するというのを伺っておりますが、新聞紙上を見ますと岐阜県も要するにウイズコロナ、それからポストコロナということ、それから他市町の状況も見ましても、やはりコロナはまだ一応岐阜県下はこの28日に緊急事態宣言ということは解除されましたが、東京首都圏1都3県は3月7日はなかなか難しいよということで、これが二、三週間延長するかも分からないと。また、テレビ等で見ておりますと、今度は第4次のコロナ感染症が要するに変異種で発生するのではないかというようなことも巷間で伝わっておるような状況でございます。

そういたしますと、やはり地方自治体もそれなりの独自性を持った予算対策ということも、これは並行して令和3年度の事業計画の中に私は織り込んでいくのがベターではないかなあとというふうに思っておるようなわけでございます。

先ほどお話をさせていただきましたように、岐阜県もそういうことでいろんな諸施策を講じておりますし、他市の状況も見ておりますと、新聞紙上等にもいろいろ事細かくは書いてございませんけど、そういう首長も念頭に置いていろんなことを考えておられるような気配を感じております。そのようなことで、瑞穂市もどういふふうな対応を考えておられるかということをお聞きしたいというふうに思っております。

また、質問につきましては自席において質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいま新年度当初予算における新型コロナウイルス感染症対策についてということでございますが、このコロナの感染症対策については、新年度予算当初では新しい生活様式とかそういった中で、環境が変わる中で保育所費等でのコロナ対策用品や、さらには避難所におけるコロナ対策用の防災備蓄品などは予算を計上させております。ただ、この新型コロナウイルス感染症対策の当市の対応については、これまで国の補正予算に盛り込まれた地方創生臨時交付金で対応をしておりまして、議員御承知のとおり本年度、国の第1次、第2次補正予算成立に基づいて、およそ6億円弱のこの地方創生臨時交付金を活用し、事業費ベースでおよそ10億円近い41のコロナ感染症対策事業を実施しているところでございます。

また、この臨時交付金以外でも、本年度は何度も議員の方に臨時議会を開催させていただき、生活支援臨時交付金など様々なコロナ対策事業の補正予算を認めていただいたところでございます。

さらに今年に入って早々でございます。1月に臨時議会を開催させていただき、国のコロナ感染症対策の切り札とも言われておりますワクチン接種事業の補正予算も認めていただいたと

ころでございます。現在は、このワクチン接種事業に職員一丸となって集中をし、市民に混乱のないよう万全を期して準備を進めているというところでございます。

そこで、議員指摘の新年度におけるコロナウイルス感染症対策事業についてですが、今年の1月末に国の第3次補正予算の成立を受けまして、当市もおよそ2億円弱の地方創生臨時交付金が示されているところでございます。去る2月15日の総務委員会協議会や17日の議会全員協議会で議員の皆様にも説明をさせていただきましたが、この国の第3次補正に基づく地方創生臨時交付金については、この新年度予算の補正で対応させていただくようお願いをさせていただいたところでございます。

議員の皆様方には、新年度早々にまた臨時議会等を開催させていただくこととなりますが、この2億円弱の新年度補正予算については、できるだけ早急に対応していきたいと考えておりますので、何とぞ御理解、御協力をお願いしたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございます。そういうことで、今後、国もまだ本当に先は誰も予測できないことで、やはり国ベースでいきますと、今後8月にはオリンピック、それからパラリンピックも開催されるというようなことで、要するにこの感染症対策をとにかく解決をしたいというのが菅内閣の至上命題ということで今一生懸命やっておられます。そういうことになると、やはり先手先手でこれからは国のほうも事業を打っていくと思います。そういうときには、今総務部長からお話しございましたように、当然国の施策でなりますと国からの予算が下りてきて、国が全部100%その分は交付金で面倒を見るじゃなくて、地方自治体にも面倒を見てくれと、例えば今までの例でいきますと、大体半分は国で、2分の1が、要するに4分の1ずつが県と地方自治体が面倒を見るというのが大体普通のパターンでございますけど、そういうことになりましたときに、今お話しございましたように臨時議会をもってそういうことを承認を得るということでございますが、そうした場合の財源、例えば当市にこれだけの負担を、事業を国としてやりたいんだけど、こういう事業の場合、地方自治体も一部負担をしてくれと言われた場合に、そうした場合の財源というのは何を基にしてそこら辺の手当てをされるかということをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、御質問の財源というお話でございますが、もちろん先ほどの説明の中で、地方創生臨時交付金がおよそ6億、この第3次で2億ということで8億ぐらい来ますので、そういった国の財源をフルに活用していくということがまず前提にあります。さらにそれを超えるような事態であれば、財源としてはやはり財政調整基金、さらには今回ふるさと応援寄附金のほうで、このコロナに対して市外の方から寄附をいただいておりますので、そ

ういった財源というのも活用していればと考えておりますので御理解願います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） その財源と言ったら大体財政調整基金か、うちのほうでいいますとふるさと寄附金ですか、それを充当するというのは大体一般的な考え方だと思いますけど、それはそれでよく分かりました。

では、次に今度は具体的に予算の中で歳入ということは、要するに一番これは大事なことでございます。それで、ちょっとお聞きしたいんですけど、歳入の中で要するに市税のことに焦点を絞りましてちょっとお聞きをしたいと思っております。

今回の3年度の予算でいきますと、要するに市民税と、それから固定資産税に分けてちょっと質問をさせていただきます。

市税はトータルといたしまして67億8,000万で市民税が31億5,000万、それから固定資産税が31億8,000万ということで、昨年の当初予算でいきますと、市民税が33.3億円で増減率が5.4%の昨年予算比で減ということで、固定資産税が昨年度が32億3,000万でございますからマイナスの1.4%ということで、私も皆さんも執行部も、それから議員の皆様も一応3月は新聞紙上で各他市町の予算状況ということグラフ化しましていろんな情報を出しておりますから、もう皆さん御承知かと思えますけど、見てみますと非常にシビアな予算を設定されて、シビアということは、私も10市ほど一応メモってきましたんですけど、瑞穂市はトータルの市税で2.8%の減ということになっておるんですね。これは他市町を見ますと、多いところはもう10%弱ぐらいの昨年対比で税収減という予算設定をしております。

他市町の状況を見てみますと、大体が4%から5%ぐらい減ということを一応予測数値を出しておられますけど、うちは先ほど言いましたように市税で2.8%ということで、非常にシビアというんですか、要するに減収幅は小さいということで、先日の勉強会でも総務部長から、本市は住民の増加地区ですから、そこら辺は他市町と同様な予算設定じゃないというようなこととお話しございましたんですけど、この歳入の一般会計のほうで事細かく出しておられます。市民税でもサラリーマンの方と、それから我々みたいな非サラリーマンの方の収入等もということでいろいろやっておられますが、その中で私1つ心配なのは、固定資産税が金額、今年度の予算を見ますと固定資産税のほうが市民税より若干上回っているようなことなんですよ。普通一般的には市民税のほうが多いんですけど、今年は逆転現象が起きておまして、当市の場合は固定資産税の収入が多いということで、これら金額が3,000万弱ぐらいの金額になっておるんですけど、固定資産税は今年は評価替えで3年に1度の評価替えということで、それから土地関係はこういう事態ですから低減措置を取るというようなことでやっておるわけなんですけど、これも先ほど言いましたように、他市町は非常に私はそういう意味で収入は控えめに

支出は多めにとりという予測の大原則に立ってやっておられるというようなことを思っておるわけなんですけど、当市ではそういうことで非常にシビアな予算設定をされておられますけど、こんなことは結果がどうなるかちょっと分かりませんが、そこら辺の算出の根拠というんですかね、そこら辺をちょっとここで一度お示しをいただきたいというふうに思っておりますけど、よろしくお願ひします。

○議長（庄田昭人君） 柵橋市民部長兼巢南庁舎管理部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（柵橋正則君） 杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず御質問の第1点目、住民税について、個人住民税としまして令和3年度当初予算は約28億7,000万円、昨年度の当初よりは約1億3,000万円の減になります。令和3年度は、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除等の見直し等、大きく制度改正がされます。さらに2020年度の国の実質経済成長率の予想は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、GDPはマイナス4.8%と予想されています。一旦は緊急事態宣言の解除によりプラス成長に転じると見られたものの、再度緊急事態宣言が出され、回復のペースは遅れるものと考え、流行前の水準を下回る見通しと考えています。

減収のある一方、当市特有の要因ですが、転入者の増による個人住民税の納税義務者は100人の増加を見込んでいます。

法人住民税としては、令和3年度当初予算は約2億7,000万円、昨年度当初よりは5,000万円の減になります。令和元年10月1日以降に開始された事業年度から令和3年度の法人税割については、全ての事業者が6%となりました。

GDPの2月発表数値ではマイナス4.8%の成長となっています。設備投資の下振れが主因と発表されています。法人企業統計によると、製造業、非製造業ともに売上高、経常利益が大きく落ち込んでいます。各種統計資料や経済レポートでは、新型コロナウイルス感染症再拡大の中で回復は遅く、影響の長期化が予想されています。

次に、固定資産税につきましては、令和3年度当初予算は約31億8,000万円、昨年度予算より約4,500万円の減少となります。瑞穂市は県内でも有数な人口が増加している市であり、若い世帯が多く居住していることが特徴であります。令和3年度においても同様であり、若い世帯の方々が土地を購入され、新築家屋を建築する傾向が見られます。そのため、令和2年度における新築家屋件数は居宅で400件超、また法人による大規模家屋においても15件建築され、税額の増加が見込まれます。

一方、減失家屋の減額や評価替えによる減額分については新築分による増額と相殺され、大きな減収とならない傾向にあります。また、土地においても穂積駅周辺地区は県内でも珍しく地価上昇地区でもあります。しかしながら、コロナ禍の影響を受け、その他の地域では軒並み下落傾向は強く出ています。

償却資産においては、コロナによる減免措置制度が導入されるため、減額を見込んで積算してあります。減免においては、事業主からの申請により行われるため、今後の申請状況を見ていく必要があります。

このように、瑞穂市の固定資産税は県内でもほかの市とは異なる状況もあるため、減額率が少なくなっていると言えます。対前年比住民税は5.4%の減、固定資産税は1.4%の減となり、全体の税率は2.8%の減を見込んで他市と比べ減少幅が少なくなっています。

以上で税率についての答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、最後の質問ですけど、今固定資産税のところ、要するに今年は31億8,000万、去年が32億2,600万ということで4,490万の減ということで、その個人と法人との金額というものが分かっておりましたら、その内訳を分かっておりましたらここで御明示いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 固定資産税の総額から見た法人部分の占めるウェートですが、34%となっています。以上です。

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

続きまして、5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦でございます。

第16号一般会計予算について質問したいと思います。

これは、先ほどもちょっと触れましたけれども、犀川遊水地でのグリーンインフラ検討事業、一応予算としては調査費的なもので350万というのが計上されておりますけれども、先ほどの説明でいけば治水、そして自然環境、さらにはにぎわいをという話もありました。どのようなものを考えてみえるかはさておきまして、これが将来的に財政負担になっていかないのかどうか、そこを危惧するところでもありますので、このことについて御答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど瑞穂市第2次総合計画に関連しての御質問がございましたが、もう少し具体的にグリーンインフラというところから答弁させていただこうと思えます。

国土交通省では、豊かで活力のある地方の形成と多角連携型の国づくりといたしまして、グリーンインフラを通じた都市防災機能の強化や快適な生活環境の構築等を図るとともに、地域の歴史、景観などの地域資源も活用し、安全で魅力あるまちづくりを推進しているところでご

ございます。

国が定義しますグリーンインフラといいますのは、社会資本整備や土地利用等においてハード・ソフト両面から自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土、都市、地域づくりを進める取組でございます。

犀川遊水地周辺には牛牧閘門、清流みどりの丘公園、さい川さくら公園があります。さらに今後整備が予定される公共下水道の終末処理場など、自然、水辺、史跡、スポーツの豊かな環境が集まっています。この地域の資源を最大限活用し、コロナ時代の生活様式の変化を踏まえ、水辺空間の魅力を生かす基本構想を令和3年度に検討するものでございます。

議員が御指摘されました将来の財政的な負担に関しまして、構想の策定に当たりましては、国や県からの支援を視野に入れまして、将来の活用については地域の方々や関係する機関と相談しながら策定のほうへ入りたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） グリーンインフラのことにつきましては、本日はこのところで終わりにしておきたいと思っておりますけれども、以下につきましては、若干細かいことも含めましてお聞きしたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

まず第1点、本田八束田土地区画整理事業、これは大分前からあったと思うんですけれども、いろいろな経過があって今回廃止という形で予算計上は一切されておりませんが、これまでの経緯等含めてどのようなことがあったのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成23年度より本田八束田地区の土地区画整理事業に係る説明会が実施されまして、平成25年8月には地権者の90%の仮同意を受けまして、当該年度よりその調査費を予算計上し、事業推進に当たってまいりましたが、その後、地元準備委員会と協議して立案いたしました事業計画による地元説明会を経て、本同意率は4割にとどまったというような状況で、土地区画整理組合の設立、事業実施に必要な地権者の3分の2以上の同意には至っていないため、それ以降事業の進展が見られていません。

予算概要32ページの当該事業の備考欄に廃止という表示がございますが、これは予算上、令和2年度と比較して令和3年度の予算にその必要経費が計上されていないという意味でありまして、地元の準備委員会役員とは断続的に協議を行っており、事業を断念したとか廃止したとかというものではございませんのでよろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 事業としては継続を一応しているということで理解させていただきます。



次に、みずほ桜入学祝い金、こういうものがこれまでありましたけれども、今回これは廃止ということで計上されておられませんけれども、その理由、経緯も含めてお知らせをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

みずほ桜入学祝い金というものは、就学援助対象と同等の条件の中学校3年生が高校へ進学する際、祝い金として5万円を支給しておりました。しかし、小学校、中学校に入学するに当たって必要な準備ができるようにと平成31年度より就学援助の対象費目に新入学学用品費が位置づけられまして、今までよりもちよっと少し手厚く支給をされることとなりました。この支給額につきましては、国の基準に基づきまして設定されており、令和2年度では入学時にみずほ桜入学祝い金以上の援助が支給されているということになります。

ここで高校生が安心して教育を受けられるようにと高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度、最近ですと令和2年度4月には私立高校などの学校の授業料の実質無償化等もありまして、高等学校への進学するに当たっての教育費の負担の軽減を図る仕組みは充実してまいりました。そういったところもございまして、みずほ桜入学祝い金を今年度末に受けることとなる中学校の3年生につきましては、中学校入学時に新入学学用品費が支給されておりましたので、本年度の中学校3年生を最後としてみずほ桜入学祝い金は廃止することといたしました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御説明によりますと、小学校あるいは中学校へ入学した際に学用品等の支援ということで、そういうのをつくってやるから高校入学時には廃止する、そういう説明だと思えます。しかし、考えてみれば、小学校、中学校入学と高校の入学とは全然別、この次元で小・中学校であったから廃止するというのはどう考えてもおかしいのではないかと。これまでせっかくやってきたものを、もちろん国も含めて様々な今子育て支援ということでされておりますけれども、あえて、しかもたくさんの金額でもない祝い金について、ここでなぜカットをしなければならないのか。ましてやこのコロナ禍というところで非常に生活に困難を抱えてみえる方もあると思えますし、そういったところのものをわざとカットするのはいかがなものかと思えますけれども、そういったことについては配慮されているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 桜祝い金のほうは高校に入学するときの援助という形でしたけれども、最近の高校生に対する支援金等の制度が充実しているところもあります。そういったところで、それプラス31年には新入学の学用品費という形で支給するというところになりまして、

小学校1年生に上がるときと中学校1年生に上がるとき、義務教育の間に市としてはその方々に必要な準備ができるようにということで、金額で申し上げますとちょっと桜祝い金の倍ぐらいになるんですが、1年と小学校に上がるときと中学校に上がるときで単純に5万、5万と考えたときには倍になるんですけれども、そういったものが支給されておりますので、桜祝い金がこちらにシフトしたといたらおかしいですけれども、そういった感じで取っていただくといいかなあと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） シフトしたというのが明らかにおかしいと思います。今、ここでこれ以上議論しても始まりませんので、こういったことについてもそれぞれのところでまた議論をできたらと思います。

では、あと具体的な予算概要のシートごとに、ちょっとよく理解できない部分がありますので確認をしていきたいと思います。

予算概要表でシートのナンバー3、41ページだと思いますけれども、そこにありますのは路線バスの負担金のことでありますけれども、現在、瑞穂市独自のみずほバスの事業についての支援とは別に、路線バス負担金として大野町から来るもの、それから安八町から来るものそれぞれありますけれども、そこでの瑞穂市が負担している額と瑞穂市民のほうの利用状況はどんなものかお示し願います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） バス運行事業者と各路線バスごとに協定書を締結しまして、運行費用を負担としているものが路線バスの負担金でございます。瑞穂市内を運行する路線バスは3路線、今言われたように大野穂積線と安八穂積線、北方河渡線であります。そのうち2路線、大野穂積線のほうと安八穂積線について協定を締結しまして負担金支払いの根拠としているという状況です。また、負担金額の算出に当たっては、沿線市町と締結した協議書の中で定められた範囲内で支払うことになっております。

議員の一番御質問の中の安八穂積線の負担が多過ぎないかということでございますが、安八穂積線について、これからちょっと説明させていただきます。

名阪近鉄バスが運行しているものですが、負担金につきましては欠損額に対しまして、当市と安八町と距離案分及び利用者案分によって算出して額を支払うことになっております。

乗客数のことについてお話をさせていただきます。ちょっと12月時点で3年間で比較させてもらいたいと思います。

平成30年4月から運行開始し3年が経過しました。利用者は、平成30年度の12月時点で1万9,191人、令和元年度が12月時点で2万4,992人、ここで5,000人ぐらい増えたということですよ

ね。順調に推移してきましたが、令和2年度は新型コロナの影響によって12月時点で1万5,679人ということで、前年よりも9,000人ほど落ち込んでいるという状態になっています。

過去2年間の利用状況によって運行事業者が申請する、ここでは名阪近鉄バスでございますが、国庫補助が令和3年度より支払いが打切りになったということによりまして、今回3年度から増額となっているということです。この過去2年間というのは、1年度単位を10月から翌年の9月という単位で統計を取って調べるということなんですね。そちらの成績が悪いと国庫補助が切られるということで、今回切られたということになります。

このことを重大なことと受け止めまして、先般安八町さんのほうにもお話をしに行き、2市町で乗客を増やすということを強化していくということでお話をさせていただいたということでございます。国庫補助を復活させることはできますので、一旦切れたからもう戻らないということではないんです。また乗客数が増えてれば国庫補助を頂けるので、その復活をさせまして負担金の軽減を図っていきたいというところで、今安八町さんとの調整に入ったというところでございます。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 具体的に幾らの予算を計上しておみえですか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 令和3年度には、1,492万6,000円を計上しております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） といいますと、1,500万弱ということでありましてけれども、みずほバス1路線について、路線によってあれかもしれませんが、それと比較しますと相当の額が負担されているというふうに思います。そして、瑞穂市民の方が利用されている割合も恐らくどの程度か分かりませんが、先ほどの人数から推測すると1日当たりの、これは人数は瑞穂市民の方の乗客人数ということで、ごめんなさい、先に先ほどの乗客人数は瑞穂市民の方の乗客人数ということでよろしかったでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） これは安八穂積線の全部の路線になりますので、安八町さんの分も入っているということになります。ただ、いろいろと見ていまして瑞穂のほうのエリアのほうからやっぱり多く乗っているという事実がありますので、その辺も安八町さんのほうにもお話をさせていただいたということです。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） すみません、利用人数と合わせて考えた場合に結構割高になっているということで、安八町とも協議を重ねているというお話ですので、その点につきましては、今後注意をしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

では、続きましてシート42であります。60ページですね、自治会活動事業費ということで、自治会の活動を積極的に推進しなければならないと、当然のことではありますけれども、金額的には見ますと8割ほどの増加ということで、結構な額が増えているなあと思ったんですけども、この要因はどんなようなことでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 自治会活動事業費の増額の理由でございますが、自治会活動事業費の大半を占めるのが補助金と交付金という2本立てになっています。

まず補助金のほうから説明させていただきます。補助金の枠内では、自治会公民館の新築の予定が1件あるため、自治会公民館補助金におきまして2,006万円の増額となっています。これは、前年度比で49%の増ということになっています。

次に、交付金でございます。令和2年度までそれぞれ所管課で支出していました自主防災訓練事業を防災予算のほうから移管しました。また、敬老事業の補助金を地域福祉高齢予算のほうから移管し、一括して自治会活動振興交付金として交付するため、交付金が1,297万円の増額となっています。予算の組替えをしたということになります。これは、前年度比でこの部分は30%の増になります。ですから、補助金の49%の増と交付金の30%の増で合わせて79%の増ということで、議員言われた8割ほど増えているということになります。

自治会におきましては、自主防災訓練と敬老事業のことにつきましては市のほうから実施していただきたいということで進めております。こちらを柔軟に実施できるように、また自治会長さんの交付申請事務を市民協働安全課での窓口一本で申請、報告、請求ができるようにということで、自治会長さんの負担軽減を図りたいという狙いもあって今回改正させていただいたということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） つまりは、自治会の公民館の補助が増えている以外は予算の出どころの組替えをしたという理解でよろしいですね、はい、分かりました。

そうしますと、シート109の敬老事業が大幅に減っているのは、先ほどの移管をしたからという理解でよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございました関谷議員からの敬老事業の大幅減ということでございますが、今ほど企画部長から申し上げましたとおりでございます、自

治会の活動事業費のほうに敬老事業のほうに移管したというものでございます。

趣旨につきましては、同じようなことございまして、自治会で今まで行ってきていただいております敬老事業につきまして、各自治会の独自性や裁量を考慮するものでございまして、これによって事業に一段と工夫を加えていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私も自治会長をやっておったときには、別のところに申請する不便を感じておりましたので、いい改正かとは思っています。

では、続きまして、110、福祉センター費のことですけれども、ごめんなさい、ちょっと番号を間違えています。119ですね、シート番号119の99ページを見ますと、福祉センター費ということで大きく減っておりますけれども、ちょっとこれは説明を見てもよく分からないんですが、結論的には今総合センターの2階でやっている浴室の見直しというか、要は今後廃止をしていく方向だから予算が減っているということでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、今ほどのシートナンバー119の福祉センター費の減についてでございますが、結論から申しますと浴室の廃止ということではございません。ただ、この浴室につきましては、現在コロナによって一時停止をしているところでございまして、構造的に3密の防止ができにくい造りであることや、対象者がそもそも高齢者であるということから再開の見込みが立たない状況でございます。したがって、このたびは一旦当初予算で計上しなかったというものでございます。

ただ、今後につきましてはでございますが、浴槽の漏水の修理やボイラーの不調の修理、また長期停止による浴槽あるいは配管部分への衛生面の調査、レジオネラ菌等ということになります。そういった調査、検査、それから脱衣所でございますが、これも3密防止対策を施さねばならないなどクリアしなければならない問題が山積みでございます。現在、こういったことにつきまして調査中あるいは業者に見積書等々徴収を行うなど検討を行っておりますが、その予算の見通しも現在立たない状況でございます。そういったことにつきましては、シートナンバー119番の黒ちょぼの2行目ぐらいに書いてあることがそういった事情でございます。

そこで、こういった調査等々の結果が出た暁には、もちろん議員の皆様にもお知らせをいたしまして、御協議をいただければというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、浴室そのものを廃止するということではなくて、コロナ対応のた

めに休止をしているからその予算が減っているという理解でよろしいですね。浴室については、非常にお年寄りの方の歓迎する声というのはやっぱり大きいと思いますので、そういったことも含めて、今後の検討の際にはそういった市民の方々の声をしっかりと聞いてお願いをしたいと思います。

続きまして、シートナンバー128、103ページでありますけれども、これを見ますと、前回の一般質問で学童保育の問題についてさせていただきました。その際には、小学校の長期寿命化計画の中でそういったスペースを確保する、そんな答弁もあったと思います。そういったことについてはちょっと何の触れもなく学童保育の民間事業者による取組、新年度については新しいところはまだ想定されていないみたいですが、今後の方向性としては公的責任としてしっかりとそこらをやっていくことについてお考えが曖昧のような気がするんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの受入体制の現状としまして、公設公営では各小学校区に1つずつで、7か所開設しております。今年度4月からは民設民営の放課後児童クラブ、学習館みずほが運営を開始しております。どこのクラブも受入人数に合った指導員やサポーターによって児童、保護者の希望に沿った安心・安全な放課後児童クラブの運営を行っております。

今後も放課後児童クラブを利用したいという需要は高まると考えておりますので、引き続き施設確保に努めるとともに、民間事業者による放課後児童クラブの開設を促したいと考えております。また、職員の確保につきましても、広報紙や市のホームページの告知のほか、市独自で毎年子育て支援員研修を開催してございまして、放課後児童クラブ指導員を養成して、そのまま就学につなげていただけるよう受入体制の拡充に努めてまいります。

また、昨年度には本田小学校、穂積小学校におきまして、部屋の増設は行っております。こちらは体育館になりますけれども、利用を希望される児童全てを受け入れることができるように、またタクシーによる送り届けというのもまだ継続していきますし、民間事業者への補助を継続していきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 先ほど本田小と穂積小で今年度は施設を増やして定員を増やしたというお話ですが、定員を増やしてもそれがほとんどまた埋まっていくという現状ですね。つまり、やっぱり要望が非常に多いということであるのではないかと思います。

そして、市のほうでは6年生までもしっかり見ていくんだよということも条例でうたっているわけですね。そういったことを含めてやっぱり民間任せだけではなく、しっかりとその施設

の確保と言われますけれども、じゃあ具体的にどうするのか。前にも空き家を利用するという  
ことも含めて検討してはどうかということも提起したと思いますけれども、学校の改築を待っ  
ているということではなく、早急な対応をぜひ市のほうでもお願いをしたいというふうに思っ  
ております。特に、これから少人数学級でクラスが増えるのかどうかということで空き教室が  
あるのかないかという問題も関わってきますので、そういったことも含めてしっかりと対応を  
お願いしたいと思います。

続きまして、これも同じような話にはなりますけれども、シートナンバー136です。107ペー  
ジになりますけれども、これも保育所について、前上がっていたのは生津と牛牧第一でしたか  
の保育所を民営化していくという話がありましたけれども、その現状も含めて今後どのような  
方針を持ってみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 保育所の運営につきましては、保護者の労働などの事由によりまし  
て乳児や幼児が保育を必要とする場合には、保育所において保育を行っておるところでござい  
ますが、当市の各年の4月1日現在の待機児童数は、平成30年、31年、令和2年と過去3年間  
は出ておりません。今のところ、令和3年度も待機児童はないという予定であります。保育料  
の無償化もあり、今後も保育施設を利用したいという需要は高まると考えておりますので、引  
き続き公私連携または保育事業の推進はしてまいりたいと思いますし、小規模保育施設による  
未満児保育所の実施や、その他潜在保育士の掘り起こしなどで保育士の確保を努め、待機児童  
解消に向けた取組を進めてまいりたいと思っています。

小規模保育施設につきましては、新設予定が1件ありまして、令和3年度中には1つ民間の  
ほうでやっていただけるということがありますので、そちらのほうにも支援をしていきたいと  
思っております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） じゃあちょっと併せて次のページ、シートナンバー137でありますけれ  
ども、保育所の人件費の部分ですね、これが減額になっておりますけれども、これはどのよう  
な状況でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの議員の保育所費における保育士の人件費ということでご  
ざいますが、前年度に対してなぜ減額となっているのかという疑義について説明をさせていた  
だきます。

まず、当初予算におけるこういった職員の給与費等の積算方法といったことについてちょっ  
と説明をさせていただきたいと思いますが、まず当初予算における職員給与費等の積算方法に

については、まだこの積算する編成の段階で次年度の人事配置等が確定していない状況の中で予算の編成をしていくということになりますので、取りあえずこの当初予算においては、予算編成をする時点での職員の給与費等をもって積算をするという形になります。

例えば、今回の保育士の人件費で説明させていただきますと、令和2年度の当初予算、前年度ということですが、そちらについては令和元年11月末時点での保育士、これは82名、その時点で見えましたが、その方その時点での給与費等で予算積算をしているということですが、また、令和3年度では、令和2年の11月末がこの予算編成時期でございますが、その末時点での保育士77人の給与費等で積算してありますので、今回この予算概要に出ている保育士の人件費が減額になるということでございます。

ただ、来年度、令和3年度の話でございますが、新規に採用予定、行政職とか保育士等の人件費については、まだその配属先が決まらないということから、一旦総務管理費、こちらは予算概要の44ページ、シート番号9でございますが、こちらで一旦予算計上させていただいております。さらに実際に4月に人事配置が終わりますと、この人件費の予算措置については人事院勧告などと併せて補正予算で対応をさせていただいているという状況でございますので御理解を願いたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の説明によりますと、少なくとも令和元年の11月、そしてその1年後と比べますと5名減っていると、そういう現実があるということですね。それとは別に、新規採用者が補正予算のところに待機していると言ったら言い方がおかしいんですけども、あると。これは何名ですか。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、総務管理費のほうで一応予定としては、保育士に関しては5名ということで予算計上をさせていただいております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 5名ということで、この数はちょうど合うという感じですけども、じゃあ今年度末で退職される方、定年等で当然あると思うんですけども、となりますと5名だけでは足りないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申し訳ございません。先ほども申し上げさせていただきました。まだこの人事の配置というものは、異動等確定しているわけではございません。そういった中で予算編成の中で予算を編成させていただいておりますので、その点は御理解を願います。



以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今お尋ねしたのは、予算の額ではなくて人数でお尋ねしているんですけども、それは所轄が違うかもしれませんので、どなたが答えられるのが一番適切でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの関谷議員の質問って、定年退職者ということで捉えていますか。そうすると、定年される方としては今は見えない状況であります。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ちょっと定年退職者とか退職者はいないというふうに今言われたんですかね。現在この3月末で退職される方は見えませんという御答弁でしたか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） そうです。定年退職者はこの3月ではお見えにならないということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） じゃあ少なくとも概算ということですけども、11月段階の数字は回復されるというふうな理解でよろしいということですね、分かりました。

やはりこの保育士さんをどれだけ確保するかというのはすごく大事で、例えば派遣の方とか短時間でやる方というのは、どうしても子供から見れば人が次々入れ替わるという問題は非常に大きな問題だと思いますので、しっかりとした体制で保育所の運営をしていただきたいと思います。っております。

続きまして、シートナンバー218、148ページですね。これにつきましては空き家の問題ですけども、特定空家を対策するための調査等の費用が見込まれていますというお話ですけども、今後の空き家対策に対するそういった方向性というか、資料によりますと、空き家の比率は減っているというたしかそんなグラフがどこかに出ていたと思いますけれども、ただそれは新しい家ができてから相対的に比率が下がっているのかなあと思うんですけども、やっぱり空き家そのものはそれなりに問題としてあると思うんですが、今後のその辺のことにつきまして御答弁願えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 令和3年度では、適正に管理されていない空き家のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等に対する措置のため策定したガイドラ

インにより特定空家等の指定に向け、その候補と見込まれる対象家屋の調査を進めていく予定でございます。それがシートナンバー218ページ、下に財源内訳とあります。12節の委託料142万5,000円を計上しております。

さらに、これらにより特定空家等に指定されたもののうち、所有者等が建物を取り壊した際には、その取壊し撤去費用に要する費用の一部補助をする制度を令和3年度より新たに設けたいと考えております。シートナンバーの218の財源内訳の18節を見ていただきますと、補助金に50万円を見ております。それがこれに相当するもので、このうち財源内訳を見ていただきますと2分の1を県の補助金とさせていただいております。こういったものによりまして、所有者等による取壊し等の促進を図っていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 特定空家についての補助について、今年度実施していきたいという、今そういうお話でよろしいですね、はい、分かりました。

あと2問ですけれども、シートナンバー252、165ページでありますけれども、これは子どもの権利条約に基づいて権利条例をつくっていかうというお話、これは大分前からあるのかなあと思いますけれども、そこら辺について今後の制定の見通しというか、どのような段取りで進めていかれる予定になっておるのでしょうか、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

子どもの権利条例の制定に関わりましては、平成30年度から様々な部署が連携しまして子どもの権利条例制定検討委員会を立ち上げまして、子どもの権利条例の意義、制定の目的、制定後の取組などについて検討をしておりましたが、子どもの権利条例制定につきましては大変難しく、慎重に進めなければいけないところでございます。また、今年度につきましては、コロナの影響もありまして事業を進めることはできておりません。

今後につきましては、来年度以降、また関係部署と連携しまして瑞穂市子どもの権利条例制定に向けた制定委員会を令和3年度中に設置するために制定検討委員会を開催し、制定に向けた準備、調整、研究を進めてまいります。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

続きまして、シートナンバー256、167ページでありますけれども、小学校等の芝生緑化事業ということで、現在、私の記憶では4つだったかの学校が芝生をされていると思いますけれども、これは大分前にされて、それ以降何かストップしたような感じを受けているんですけれども

も、そこら辺の計画についてどのようになっていますでしょうか、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

芝生緑化事業実施に当たりましては、保育所も含めて学校の芝生緑化、特に芝生の維持管理につきましましては、現場の先生方やP T Aなどの地域の方の御協力がないと難しいところもございまして、芝生緑化に賛同してもらえる学校はないかというところで、まず小学校の職員、またP T Aに投げかけてみたところ、2校が芝生緑化に賛同いただきましたので、こちらを進めることとなりました。

平成22年度には生津小学校と西小学校、その後、平成24年度にはちょっと保育所になりますけれども、本田第二保育所、牛牧第二保育所、南保育教育センター、平成25年度には中小学校、南小学校、これで小学校が言われたように4校になりますけれども、あと別府の保育所東館、また西保育教育センターと増えてまいりました。

それ以降の芝生緑化事業というところにおきましては、例年実施している芝生の維持管理となっております。現時点におきましては、新しく芝生緑化の実施移行について具体的にはまだ考えておりません。さきに述べましたとおり、芝生の維持管理におきましては現場の先生方や地域の方々の御協力がないと維持管理が難しいというところがありますので、今後芝生緑化を実施するに当たりまして、各学校の先生方やP T Aなどの御意見を伺いながら御賛同いただける学校があれば検討してまいりたいという形で考えております。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言の通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 15番 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 議席ナンバー15番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

予算概要を見させていただきますと、様々なものが出てくる中で、特に教育委員会さんの関係で仮称中山道大月多目的広場が最終年度の予算として計上されております、1億2,800万。過去からの予算計上は1億とか2億9,800万とか、順次5億2,700万ぐらいになるように設定されておることは御承知のとおりだと思いますが、その中でちょっと1つ細かいことですが、借り上げ料が200万ほど計上されておりますが、その辺のいわゆる進捗状況をちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますし、相手との交渉の状況ですね。それから、総合的にどこの部分で遊具が設営されたかは予算上あまりはつきりしません。トータルで遊具も設置されるのは御承知のとおりでございますし、約1億円ぐらいの遊具が設置されるというのは過去から聞いておる

ところでございます。

そこで、全て先ほどの質問と含めまして、もう一つお聞かせいただきますのは、その遊具がいよいよ現場を見ますとこれから設置されていくわけですが、当時、古い話ですが平成30年、文教厚生委員会の説明資料によりますと、子供ゾーンはいわゆるブランコ、砂場、滑り台といった定番遊具ではなく、より楽しく充実した多種多様な遊びの機能を持つ複合遊具とともに幅広い年齢層に対応するため、児童（6歳から12歳）及び幼児（3歳から6歳）に加え、3歳児未満用の遊具をそれぞれ配置しますと、このようになっております。これは大分前の資料ですが、それに変わりはないかということと同時に聞かせたいのは、せっかくこの新しい遊具を設置するわけですので、御承知のとおり全国的には最近はやはり非常に新しい感覚で障害者にも優しい遊具、こういうものがいろいろな公園に設置されていることはお聞き及びかと思いますが、当市のこのいわゆる中山道大月広場に設置される遊具につきましては、その部分はどうかということをお聞かせいただきまして、以上2項目にわたって御答弁をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、ただいまの御質問のまずシートナンバー331の借上げに関してですが、こちらにつきましては、まだ大月グラウンドの敷地の土地が5筆まだ借地という形でありますので、こちらについては断続的には売っていただけるようには交渉は行っておりますけれども、ちょっと令和2年度におきましてはコロナの関係もございまして、直接はちょっと行けていませんが、そちらのほうには努力していきたいと思っております。

また、もう一つのほうですけれども、遊具において身体障害者の方々が使えるかどうかというところがございますけれども、先日議会だよりの第67号の表紙で皆さん御覧いただいているかと思っておりますけれども、そこに児童用6歳から12歳用の遊具を載せていただけておりました。ありがとうございます。そちらをしっかりと見ていただきますと、周りには子供さんたちが遊んでいる絵が載っているんですけれども、こちらに車椅子も一緒に絵として描かれております。実際こちらの遊具としましては、ユニバーサルデザインという形になっておまして、車椅子の方も少し上っていける、滑り台とかでは遊べませんけれども、一応その遊具を触って親しめるという形で車椅子が上って行って下りてこられるという状況にはなっております。そういった形で、障害のある方でも楽しく遊べられるようにという形では設置させていただいております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。表紙を見るとそこに載っているよと、こういうことでございますね。それはじゃあ前の整備事業の基本計画の説明書の中からは前進した

と、こういう解釈をさせていただきます。当時はそういうことが書いていなかったんですね。

念のためですが、これからも障害者団体からひよっとしたらいろいろなことが要望として、遊具に関してもっと楽に遊ばせていただけるようなものをどうのこうのというようなことに、あるいは出てくる可能性もないとは言えないんですが、ぜひともそのようなときにまた補正予算を組んで云々ということではなくて、最初からこの程度の範囲内のものはやはりちょっと余分かもしれないけど、障害者向きに対応していくのが妥当じゃないかというような御判断もいただきながらこの大月広場の最終年度の予算の消化をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 12番、朱鷺の会、棚橋敏明でございます。

今回、予算の中身を見させていただきまして、今までの予算のヒアリング、そして予算の素案をつくられたときと今回のコロナ第3波により、この間だけでも日本の経済、そして世界の経済、そして世界各地での紛争勃発、そういったことから国の財政に関わる事案が多数生まれております。そのことにつきまして、関連して質問させていただきます。

以下は自席に戻り質問させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、せんだって会派別議案説明会におきまして、シートナンバー229番、この中で下水道施設予定地の買収費、委託費も総務部長から含まれておりますよと御説明をいただきました。今回のコロナにおける日本経済の状況、国の財政の状況、世界的な経済の状況、そしてコロナのさなかにおいての御出産の大幅な減少、今後さらに深まる人口減少、そして国の財政の悪化、地方自治体の財政の悪化、このようなことをどのように分析されてどのように考えられたのか御回答ください。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの議員の御質疑でございますが、議員の指摘のとおり新年度の予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税が大幅な減収になるというそういった状況の中で、財政的なちよっと視点で申し上げさせていただきますと、国の総務省が、この新年度予算に向けての令和3年度地方財政対策というものを出しているわけなんです。これは12月に出ているものなんでございますが、その中の地方財政における方針としては、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、さらには国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について水準超経費を除く交付団体ベースで実質令和2年度を0.2兆円上回る額を確保しているということで、今回の国のそういった地方財政の中で、当市も地方交付税、さらには臨時財政対策債と前年対比一般

財源を昨年度同様の水準で予算編成できるように、そういった編成をさせていただいているところで御理解をしていただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今の御説明、さらにこれから大きなまだまだ変化が起こる可能性がございますので、やはりその時々に応じた柔軟な、やはりこれから第3波、第5波、そういったことも考えられなくはないと思いますが、そういった柔軟さは残していただきたい。そのように思う次第でございますが、さらにここ最近の傾向でございますが、近隣の市を含め国内多数の地方自治体が少子高齢化、財政の悪化、下水インフラの修繕、そして今回のコロナに大きく変化した社会、このことに起因しまして下水道に対しまして手法の変更、方法の変更、これへの流れがありますが、そのような近隣の市町の動き、そして国内多数の地方自治体の動きを御存じでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） お答えいたします。まず私のほうでは下水道についてお答えさせていただきますのでよろしく申し上げます。

御存じのとおり、下水道についてはいろいろな課題もございますが、概成10年、令和6年でしたかまでにおおむね下水道を完成させなさいということで国のほうが示しております。ただ、内容は、実際には例えば山間部とか農村部といった効率の悪いところについては浄化槽でいいんじゃないかと。ただし、市街化区域とか瑞穂市のような閉鎖性水域において、市街化区域を抱えている地域であって、効率的に下水を進めることができる地域においては下水道で進めなさいよということで分かれておる計画になっております。また、今後補助としても瑞穂市とか、あと水害防除というんですかね、水害に対する補助については引き続き公共下水道事業で進められるということになっておりますので、下水道については以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 確かにおっしゃられるとおりですね、まず基本的に汚水の処理ということは非常に大切なことでございます。やはり市民の安全も考え、そして環境も考えたら一番大事なことでございますが、ただその中身の手法、これに関しましてはまだまだ考える余地があるかなあとと思います。

それと同時に近隣の自治体とお互いが手を取り合ってお互いが施設を利用する、お互いが助け合っていく、そういったこと、それと同時に合併浄化槽を市の中で面倒を見るとか、そういったことも必要になってくるかもしれませんが、いずれにしましても汚水ということに対しては反対する者は一切ございません。私自身も汚水処理は非常に大切なことだと思っております。

ただし、多大なお金がかかる、それと同時に多大な迷惑がかかる、そしてせっかくお金をかけた管路が駄目になってしまう、そういった下水インフラ、こういったことに対しましてしっかりと考えの上お進めいただきたいと思っておりますので、ぜひとも他の市町がどのように考えておられるのか、いま一度調査をなさってください。どうかすみません、よろしくお願いいたします。以上で結構でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議案の第16号一般会計予算について御質問させていただきます。

大きな観点としては、防災、治水という面と汚水処理という面でちょっと御確認をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず1つ目に、予算概要の156ページ、非常備消防費というところ、シートナンバー234でございますが、これは主に消防団の方が活動していただく経費であったり報酬であったりということでございますけれども、来年度令和3年度は5,531万8,000円を計上されていらっしゃる。この計上されている予算の内容ですね、詳細をお聞かせいただきたいと思っております。消防団の報酬だったり費用弁償というようなどころも御紹介いただけるとありがたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 非常備消防費、消防団の予算の関係でございます。

まず報酬としまして、消防団員の報酬が大きなものを占めております。団長と団員まで金額等々ありまして、1,000万ほど上がっています。それから中、ほかには消防ポンプ、大きいのでいきますと、非常備消防費の中では報酬と、それからあとは操法大会とか研修費だとか、それから費用弁償といいまして発災、災害が起きたときに出ていただいたときの費用弁償、その辺が大きくなっています。費用弁償のほうが3,400万ほど組んであります。そういうようなところが大きなところとなっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 通告はしていませんでちょっと申し訳ありませんでしたが、私がお聞きしたいところは、先般御承知のとおり、各務原市のほうが費用弁償のところでは1回2,500円としていたところを7,000円に引き上げるということの新聞報道がございました。これについては、消防団の確保というところと団員の意識向上というところを目的にやられたというふうにお聞きをしておりますけれども、現在の消防団員の報酬のほうは団員の方は年3万6,500円、そして費用弁償のほうで1回の出動で2,500円というふうに瑞穂市の資料のほうで確認をさせ

ていただいております。

今、現状そういったところで各務原市は7,000円に引き上げていったということで、今回議案提出されております瑞穂市の第2次総合計画の後期基本計画、前期の基本計画にもありましたけれども、治水、防災の面で消防団の確保対策の実施というところが重点事業に上げられております。非常に自治会の方に消防団員の方の推薦をしていただいているという現状がありまして、自治会長さんも非常に頭を悩ましていて、団員の確保に非常に困難であるということをお聞きしております。そういった現状がある中で、各務原市がこういった処遇の改善というのを図っておるんですけども、この令和3年度の予算を組むに当たって、この団員の確保だったりとか団員の意識向上というようなものを目的に処遇改善というのはどのように検討されたのか、今後市としてどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 過去を振り返ってみますと、割と消防団のほうの活動内容なんですけれども、操法が多かったわけですね。操法訓練といいますと、大会に出場して優勝するというのが一つの狙いで、それでかなりの練習量をかかっていたということがございます。

それで、新しく消防のほうは、消防団の中で消防の今後を考えていきたいということで幹部役員が会議をしています。その中で、自治会のほうに制服を着て活動のスタンスを見せようという動きに変わってきています。ですから、防災訓練の自治会の中で指導役になっていただくとか、そういう形のほうへシフトしていっているということがございます。

ですので、過去の金額等々を踏襲したまま行くのかどうか。1回7,000円という質問がありますけれども、これも30分出ても例えば一日夜中中かかってもその金額なんです。ですから、その辺の実際的な活動に合った金額なのかというのはなかなか難しいところで、今例にあった市の方も決められたわけなんですけれども、果たしてそこでよろしいのかどうかというのが難しいところです。

また、確保のために自治会の長さんの方は非常に苦労しているのも認識しています。ですので、自治会のほうから少しでもということで自治会で決められて決議をされてやられているというところもございます。大変またありがたいことではございますが、ほかにもありがとね！消防団というお店を利用していただくものとか、そういうものもありますし、私どものほうでは、まずは消防団の活動そのものを自治会の中で訓練といいますか、避難時のところで活躍していただくということですね。消防のホースを確認していただくとか、そういうことで動けないかどうかということを考えています。

ですから、あまりたくさん訓練とか何かで活動を時間的なものを拘束するということから考えていきたいということが今後の消防団への今言われた言葉で言うと待遇改善といいますか、そういうふうにつながっていくものだと思っておりますので、現在のところはそういう不確定



要素が多いので、金額的なところは現状そのままにしています。3万6,500円については当然守っておりますし、執務報酬のほうに関しては2,500円なんですけれども、これが今後いいのかどうか、活動とともにその金額が見合っているのかどうかというのは考えていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 消防団の確保を非常に防災の面で活躍をいただいておりますし、非常に時間もかけて活動、仕事以外にも時間をかけてまちのためにというお気持ちでやっていただいているということですので、処遇改善のほうはいろいろ検討しながら進めていきたいということでしたので、理解をさせていただいて、また今年度予算はこのままかもしれませんが、予算が同額であっても今後はそういうことも検討しているというふうなことで考えさせていただきたいと思います。

もう一つ、汚水処理の観点から御質問させていただきます。シートの178に衛生費の生活排水処理費のほうがありまして、1億1,200万円があつて、市のほうからは3,700万円出している。国と県の補助金があるのでそうなると思うんですけれども、この生活排水処理というのは合併浄化槽に切り替えたときに市・県・国で負担しているお金ということでございますが、まずこの予算の積算の根拠のほうと、来年度予定されている浄化槽の基数、そして今年度の実績と今後の見通しについてお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、積算の根拠ということで、まず初めにこの浄化槽設置補助というのは、今は西濃圏域のほうで全体で計画を立ててやっております。ですので、毎年同じような金額が取りあえず約1億1,000万円ほど毎年来ることになります。最終年度で精算という形になります。

積算といたしましては、浄化槽の種類によりまして、5人槽は来年は120基、7人槽が100基、8から10人槽13基、11から20人槽10基、21から30人槽8基、31から50人槽を8基の259基ということで積算しております。

続きまして、今年度の実績となりますが、今年度の実績は5人槽が112基、7人槽が30基、8から10人槽が2基、合計144基となります。

今後、実を言うと、今年度から制度が変わりました。御存じのとおり合併浄化槽から合併浄化槽の補助金はありません。基本的には単独浄化槽、くみ取から合併浄化槽へ変更する補助金ということと、あと昨年度までは合併浄化槽であれば店舗とかそういうところも出ておりましたが、今年度からありませんので、その分減ったということでありまして、下水道区域でありましたJRから南の牛牧地域ですね、あちらも補助金としてはもう出しませんので、その分が

減っているということになります。今後は多分減るという見込みをしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） それでは、今現在のそれに関わりまして汚水処理の人口普及率の実績とその内訳ですね、下水を利用している人、合併浄化槽を利用している人、その他の人ということをご最新の情報で教えていただければありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 人口普及率か水洗化率かどちらがよろしいでしょうか。

○8番（馬淵ひろし君） 両方。

○環境水道部長（矢野隆博君） 西地区から、特環のほうから御説明いたします。

最新じゃありませんが、前年度令和2年の3月31日現在ということで、今年度はまだ来ておりませんので、まず初めに特環西地区については水洗化率が72.9%、人口普及率は7.4%ですね。呂久につきましては水洗化率が99%、人口普及率は0.7%、コミプラにつきましては水洗化率が56.6%、人口普及率は3.7%、浄化槽の普及率につきましては、47.6%となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ちょっと今御説明いただいたんですけども、下水を利用しているパーセントですね、汚水処理人口普及率と言ったほうがいいんでしょうかね。汚水処理人口普及率のその中の下水を利用している人、浄化槽を利用している人、コミプラも含まれるかもしれませんが、その割合を教えてくださいたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 割合といいますと、ごめんなさい、割合という理解ですが……。

○議長（庄田昭人君） 数字の確認は窓口でしましょう。

○8番（馬淵ひろし君） はい。

○環境水道部長（矢野隆博君） 割合はちょっと今すぐに計算できませんのですみません。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） すみません、ちょっと通告をしておりましたので細かい数字をお聞きするのは申し訳なかったんですけども、後ほどまた確認させていただきますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（庄田昭人君） 議事の都合により、しばらく休憩いたします。再開は1時45分とさせていただきます。再開は1時45分でありますのでよろしくお願ひします。

休憩 午後0時22分

再開 午後1時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算を議題としております。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

議案第16号の令和3年度瑞穂市一般会計予算について質疑をします。

瑞穂市第2次総合計画に基づく主要事業の5ページにあります公園新設改良費について質疑をします。

この公園は、（仮称）穂積ふれあい公園整備事業といいます。平成26年に予算が計上され、平成27年に繰越しをした工事でございます。昨年、令和2年には公共資金を9,200万、用地を購入、そういったもので、事業費は1億三百何万でございます。そして、今年度、令和3年に予算が七千六百何万出てきました。

この経緯によりますと、令和2年3月に1億359万6,000円ということで予算が計上され、議会でいろいろと審議をしました。そのときに修正案を出させていただきました。これについては、修正案に反対する人が7人、修正案を賛成する議員が5人、棄権する人が4人ということで、この修正案は反対された経緯がございます。修正案に反対、賛成も拮抗している中での令和2年の予算でございました。

今回、令和3年度に予算が計上されております。その経緯を踏まえて今年度予算を出されたと思いますが、この1年間にどのような審議をされて今回予算が計上されるのかについてお尋ねします。

以下については、自席からいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま松野議員が御質問されたとおり、1年前の3月議会で、公園の用地取得費につきましては、議会の中でも賛否両論あったという中で、最終的には公園の用地取得費については御承認いただいたというところで、今年度、令和2年度、その費用をもって、全ての用地を取得したというところがございます。全部の土地が取得できたというところで、令和3年度、公園の新設改良に当たっていくという予算立てをさせていただきました。

地元の穂積区の7人の区長さんからも、令和2年度の穂積区内の基盤整備という要望書の中でも、最後、公園の整備というところもいただいております。そういったことも含めまして、用地が取得できなければ次のステップには行くことはできないと考えておりますが、今年度、

全ての用地が取得できたというところで公園整備に入っていきたいということで、令和3年度に今回、外構、それから周辺の道路整備という中の予算を計上させていただいたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 地域の区長さんから要望があったから工事をすると、公園を新設すると、こういう話ですね。

私が思うには、税金を使っていろいろ行政が仕事をしているわけですがけれども、地元から要望があったからやるんだと、こういった要望型の政策といいますか、これは適当ですか。私が思うには、市の職員がやはり市内をぐるぐる回って、あ、ここは地域が遅れているんだ、ここは道路が悪いんだと、こういうこともしないかと思うんですね。要望型政治というのは昔の政治だと私は思います。行政が先導してこの地域を回って、住みよい瑞穂市にする。これが本当ではないのでしょうか。要望型でいいのでしょうか。まず答弁願います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この穂積のふれあい公園も含めて、この計画につきましては、瑞穂市公園・緑地等の基本計画に基づいて、牛牧だとか、野田とか、別府だとかというような公園を順次造ってきたという、計画的に造ってきた中の最後の計画の公園というふうに認識しております。そういった意味で、全てが全て区長さんの要望だからやる、地域の要望型の行政をするというつもりはございませんので、私どもは前身である瑞穂市の公園・緑地基本計画に基づいて整備を始めております。

それから、今後も緑の基本計画も策定してきていますので、これに準じた格好で市内の公園整備に入っていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 地域で長年自治会長とか区長をやってみえる方は、それなりの力といますか、あるわけですがけれども、地域によっては毎年替わったりする。自治会でも、区長でもあるわけですよ。そういった方は、何らか市に対して要望というのはできないんですよね、現実として。そこはやっぱり行政がしっかり地域を見渡さないかんですね。私は思います。

この公園用地といますか、ふれあい公園は、下穂積のエリアにできるわけですね。すぐ南は調整区域だと、下穂積の町内会は100軒程度だと、そこに、思うに、土地として4,500平米近くの土地がこの公園になっているんですね、用地に。どのように活用されるのか。これは昨年の3月の予算の修正をしたときにもそういう話をしました。100軒足らずの町内に4,500平米の敷地が要りますかと、どのような形で使用するんですかと、こういう話をしています。そちら

辺を十分踏まえてこの予算を出してきたのか、御答弁願います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私どもはその100軒のために公園を造ろうなんていう考えは毛頭ございません。

今回の公園につきましても、実際には産業建設委員会の中で現場も見ていただくというふうに思っております。現場は、今、議員が言われたように、南のほうは調整区域ですけど、公園の周辺は既に住宅等が立ち並んで、もう密集しているというような状況も実際に議員の皆様方に見ていただくと思っておりますので、住宅等が立ち並ぶ中で住民の方の憩いの場となるような公園の整備に入っていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 周辺には住宅がちらほら建っていますけれども、敷地の面積として、通常、いろいろなところにもう十幾つぐらいは公園が、ここ数年で整備されてきましたけれども、4,500平米というのは聞いたことないですね。二千五、六百から3,000ちょっとぐらいだと思えますね。どのように利用されるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） これまで整備してきた公園につきましては、おおむね2,500平米を街区公園として整備しますという中で整備してまいりました。こんな4,000平米を超えたような公園はというようなことを言われましたけど、私どもとしては、野白に、清流みどりの丘やったかな、野白にも公園を堤防沿いに造っております。それは6,000平方メートル以上の敷地でございますので、その場所その場所に合った公園を整備しているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それで、要はどのような形で利用するかということですよ。4,500平米の公園を造って何をしますか。どのような目的で使うのか。まず1つは災害用に使うという話がありますけれども、ふだんどのように使うんですか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 各地区に公園を整備してきたように、その周辺はもう住宅地で、住宅が密集しているようなところは見受けられますので、まずはその日常生活の中で憩いやふれあいの場として、それから議員がおっしゃられましたように、災害がいざ発生した場合というのは、一時避難場所というような活用を考えておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 既設の公園について、アンケートと申しますか、緑地計画の中でのアンケートがあったんですね。そこで、公園は欲しいけど、今の公園の使い方が悪いということを書いていましたね。それを踏まえて、今回どのような形で整備するのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 緑の基本計画を策定する中のアンケートの中でのお話だったと思います。既存の公園が画一的でなかなか使われていないというところの中で、やはり再整備というような、リニューアルというようなところも要望が高かったというところがございます。そういった意味で、それらを踏まえて、新しい公園については、従来のような作り方ではない、それらの反省点も踏まえて整備を進めていきたいと思っております。

これにつきましては、具体的には令和3年度の工事を予定しておりますが、その前には設計から着手していきますので、地元の皆さんの声を聞きながら、使い勝手のよい公園整備に入っていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 公園にする用地の一番西は、南北に道路が、一間道路と申しますか、2メートルの道路があるわけですが、それを踏まえて公園を造られるのか。道路の幅員を含めてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御紹介のとおり、西側の道路を幅員するという前提の下に、公園整備に入っていきたいと思っております。

それで、今、この道路認定の、ちょっと話が違って申し訳ありません。道路認定の議案の第22号の（その1）の資料22-6というところが、ちょうど令和3年度、公園整備をしようとするところの北側に、新しい開発道路、4-1207号という開発道路ができています。今、議員御指摘のとおり、この4-1207号の西側にある道路は、既にこの開発と併せて6メートルに幅員してありますので、南から橋を渡って、公園と墓地の間ですね、この道路につきましても同じ幅員で6メートル幅員をして、南北が、今まで狭かった道路を6メートルに統一して、通り抜けができる道路を造ってまいりたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 公園の北の、私のうちから南のところは幅員されて6メートルになっているんですけども、墓地の前と公園の南北の道路は幅員されるという予定ですね。

墓地があるんですけども、これは地区の墓地と申しますか、そこはいろいろお墓へお参りに来たり、いろいろ清掃に来たりするんですけども、駐車場がないんですよ。そこら辺は

考えてみえるのか。公園はそんな4,500平米も要らんですわね。そういうことを一度考えていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどの道路認定の資料でもって説明させていただきました。

墓地側は後退できませんので、あくまで東の公園側で一方的に下がって6メートルとする予定で、この北側の、既に開発道路の横にできた6メートルも、西から一方的に東へ下がった6メートル道路ということで、全線が同じ通りで道路ができるというような構造になっております。

墓地があるから、じゃあ公園に墓地の駐車場をとすることは考えておりません。あくまでも公園用に最低限必要な駐車場を造る予定でおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 多額なお金を投資して、公園の新設ということになるわけですね。

それで、今年度は外構工事をされて、来年度、遊具等といたしますか、整備をされるわけですが、一般的な公園の設備といたしますか、工作物と、植物といたしますか、木とか、そういう考えでみえるわけですね。ちょっとお尋ねしますけど。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 従来各地区に造ってきた公園のように、高木や低木、中木等を配置いたします。また、ブランコ、滑り台、鉄棒と、基本的な3つの遊具等はつける予定でおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 3年度7,600万のお金を使って外構工事、第1期をやるわけですが、来年完成と、令和4年度に完成をするということですか。

公園の使用については、私たちといたしますか、私の自治会のすぐ北には慈雲学舎の保育園があって、その北に公園があるわけですが、そこは2,500平米近くの土地の公園ですが、学生が野球とか、キャッチボールとかするわけですね。4,500平米あったら、これは本当に学生がもっと何か運動するんじゃないかと、こういう危険もしますので、公園の使用に当たっては、関係部署からいろいろな形で注意をしていただきたいと、このように思いますし、市民の皆さんが安心して使える公園の整備をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第16 議案第17号について（質疑）**

○議長（庄田昭人君） 日程第16、議案第17号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第17 議案第18号について（質疑）**

○議長（庄田昭人君） 日程第17、議案第18号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第18 議案第19号について（質疑）**

○議長（庄田昭人君） 日程第18、議案第19号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第19 議案第20号について（質疑）**

○議長（庄田昭人君） 日程第19、議案第20号令和3年度瑞穂市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。



質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第20 議案第21号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第20、議案第21号令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷でございます。

第21号、3年度瑞穂市下水道事業会計予算について、1点質問をさせていただきます。

今回の予算におきましては、用地取得費として3億300万円計上をされております。これは下畑地域での終末処理場を造るための土地を確保する、そういう予算だと思えます。この予算を計上するに当たって、前の議会でも質問、意見等をさせていただきましたけれども、地元の合意がどのようになっているのか、きちんと取られているのか、また説明会等が実施されているのか、進んでいるのか、そういったこともあったと思えます。そういったことを踏まえてこの予算計上であるのかどうか、御説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず初めに、下水道は、公共用水域の水質を保全し、公衆衛生の向上を図り、また大雨による浸水防除など、将来の瑞穂市の発展にとって重要な役割を果たすインフラ施設であります。当市の持続可能なまちづくりの基盤となる施設であるため、私どもは早期に整備をする必要があると思っております。

御存じのとおり、公共下水道事業瑞穂処理区は、令和2年4月より着手しております。昨年末の12月には、下水道処理場の建設予定地の全ての地権者の方と境界立会いを実施しました。立会いするに当たり、用地の御提供についていろいろお話をさせていただきましたが、多くの方の御理解をいただいております。また、地域の方についてもより多くの方の御理解も必要と考えておりますので、引き続き御理解いただけるよう努めてまいります。

ただ、今はコロナの関係で、実際には説明会等をまだ行えておりませんので、4月以降に、正式に、また皆さん、自治会の方と御相談させていただき、順次説明会をしていく予定でおり

ますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ただいまの説明で確認しますが、まず1点は、地権者の方全員が承諾の方向であるということであるのでしょうか、その点お願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 全員ではありません。約9割の方は御理解いただいていると思っております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 昨年度実施する予定であった地域での説明会、コロナの関係で開けなかったということで、また新年度に改めて行う。それは大体いつぐらいを予定してみえるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 予定は、また今年度新しい自治会長さんとか、替わる可能性もございますので、新しい自治会長さんに替わり次第、御相談をかけさせていただき、早急に、4月でも、早ければ説明会を開催したいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 1つ、私初めてでよく分からない部分があるんですけども、たしかJRの穂積駅関係で農協の敷地を購入するという補正予算がたしか計上されて、契約もされたということがあったと思いますけれども、つまり今の段階で用地を取得する、しないはまだある意味では固まっていない、そういう段階でこういう予算を計上する。補正予算でも十分間に合うのではないかとというふうに考えるんですけども、その点はどうなのでしょう。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 地方公営企業法によりますと、第33条の第2項になります資産の取得、管理及び処分ということで、地方公営企業は、取得する場合には予算で定めるということになっておりますので、今回計上するものであります。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） いや、私が質問したのは、補正予算で十分間に合うのではないかとという質問ですけれども。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 立会いの中でも、中には早く取得してほしいということもございますし、通常、全て農地であれば取り入れ後ということも可能かと思いますが、実際には通常の雑種地であったり、いわゆる宅地というか、雑種地がありますので、そちらの方のお話もあり、当初から予算を組ませていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） それは今の私の質問の回答になっているのでしょうか。いろいろなケースがあるけれども、じゃあそれでは補正予算、大体確定したところで補正予算を組めないということなんですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） こういう下水道事業のような補助事業におきましては、当初予算で計上するのが一般的であり、当然今後買うに当たって補助金が来ますので、それを使うに当たっては必ず必要なものになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ちょっと今の説明がよく分からなかったんですけども、もう一度分かりやすくちょっと説明していただくとありがたいんですが。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 補助事業の話でよろしいでしょうか。基本的に、下水道は国の補助をもらって実施するに当たり、計画書を提出しております。その内容は、それぞれ工事費、今度は工事費ありませんが、委託費とか、用地費とかということで、全て国の申請において承認されたものについて事業を行うということになりますので、それに伴う、当初から予算を計上するというようになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） なっておるということですが、これを計上しなくて、仮に補正予算を組むとかということは不可能という意味ですか。当初予算に組まずに補正予算で組むということは不可能という意味でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 通常ですと当初予算で、国庫補助として額が認定されておりますので、それを通常ですと、当初予算で組むというのが通常です。国のほうで申請して、その分が来るということになりますので、当初から割り当てられた金額ということになりますので、御理解ください。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ちょっと説明がいまいち納得しかねる部分はありますけれども、午前中の質疑の中でも、この下水の問題についてどう考えるのか、今後のことはどうなのかという、そういう御意見もあります。そして、何よりもやっぱり地元との合意を大切にします。そういった観点からすると、あえてここで計上すること自体も、ある意味ではプレッシャーをかけていく、そういった行為になるのではないかと。そういった意味では、市としてもやっぱり真摯に対応していくという観点からすれば、ここは少し折れてでも、やっぱりまずはきちんとした合意を取り付ける。そういったことが大切でないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 地元の方、地権者の方も当然地元の方なんですけど、それ以外の地元の方も御理解をいただきながら、ここも進めたいと思っておりますが、まだ今の段階では説明会もできておりませんし、ただ、12月議会ですかね、6月議会、9月議会ですかね、ちょっと忘れましたが、地元を私どもが回ったときには、説明ですね、おとしですね、回ったときの認識としましては、半分以上はある程度御理解いただけているものと私は認識しておりますので、ただこういう、今後も引き続き御理解いただけるように、地元の方には随時報告とか、説明とかをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御答弁はあくまでも市としての認識だということで、逆に言うと、また地元の自治会のほうでは違ったアンケート結果を出しているという現状もあるわけで、それは御承知のとおりですので、そこも含めて、市の認識としてはそうだけれども、でも違うんだということをしっかりと頭に入れがてら、やっぱりきちんと説明をして、合意をきちんと取ってから事を進めていただくということで、ぜひお願いもしたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言の通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 12番、朱鷺の会、棚橋敏明でございます。

今御説明のありました下水道事業の土地の買い付けの3億5,100万につきまして、自席に戻りましてもう一つ質問したいもので、よろしくお願ひいたします。

すみません。今の説明をお受けしますと、補助を受けるがために3億5,100万の当初予算で

の組み方をしなきゃいけないというふうで取らせてもらうんですが、それで正しいですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 用地費は3億300万のはずですが、それは別として、通常の国庫補助事業については、前年度に当該年度の予定、計画を立てます。それをもって補助申請をしますので、当初の申請には、当然それは、当初予算に上げるのは当然のものであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） それじゃあ、この3億5,100万、それと同時に、この中の補助していただけるお金は全額ではなかろうと思いますが、その比率はどんなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 大変申し訳……、3億5,100万というのは、どこのページを御覧に……。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） ちょっと待ってください。

いいですか、棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） すみません。関谷さんのお話を横で伺っていて思ったものですから、一時借入金、ページ222ですね。こちらの一時借入金、限度額は3億5,100万円と定めるところですが。

〔発言する者あり〕

○12番（棚橋敏明君） 3億300万、どこ。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） これですね。これは事業に当たりまして、当初予算がありますが、それ以外にも足りない場合に借りるとか、ちょっと明細は今ここでは手元にありませんので、もしあれでしたら、戻ってからお伝えいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） それじゃあ、その用地買収が完璧に終わった場合に補助が入ってくるのか、それ以前に、この当初予算で、この支出のところで固定資産購入費ということで3億300万を計上した時点で国のほうから頂けるのか、そこら辺のタイミングというのはどんなものですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 基本的には買った分だけしか頂けません。ただ、実際には補助事業ですので、これの執行率を上げるためには努力しなくてはならないと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） それじゃあ、買えなかった部分、この購入費の3億300万で買えなくて残った部分、これは繰越明許にされるのか、事故繰越にされるのか、事の推移によっても変わってくると思いますが、どんな具合になるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 用地については個々の事情がございます。例えば相続の関係、例えば納税猶予の関係ということもありますので、最終的には繰越明許ということになる場合もございます。ただ、補助事業ですので、それに代わるものを、例えば次の段階のステップのための測量とかということも考えて執行していかなければならないと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ということになりますと、先ほど関谷さんの言われた補正で云々ということもありましたが、やはり補助金の絡みというか関連がありますから、やはりこの形しか駄目だということなんですね。ちょっとそこに不可思議さを覚えながら、一応質問はこれで閉じさせてもらいます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 15番 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 議席ナンバー15番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長の許しをいただきましたので、簡単に、時間もたっておりますので、質問をさせていただきます。

同じような内容にもなろうかと思いますが、今の下畑の固定資産を購入するに当たりましての予算計上が3億300万計上されているということについては、もういろいろな形で御賛同を得ておるとか、理解を得ているとかということでの行動かと思うんですが、それに絡みまして下水道全般の、いわゆる今後の財政事情等々も含めて、いろいろな、議員の中で語られておることがたくさんあるわけですが、その中で一番重要なのは、管を設置したけれども、つないでもらえたかどうか、あるいはつないでもらえるのかどうか、この辺が非常に今後のこの下水道を推進していく上での大変重要な課題であり、かつまた問題であると、このように思うわけですね。

それで、私の考えとしては、それをやっていただいているならいいんですが、まだやっていただけないようなことを聞きますので、その敷設する周辺、あるいは初めの団地とか、終わりの団地とか等々の接続の意思をきちんと確認いただいて、じゃあそういうことなら、この

程度ならこういう方法があると、あるいはこの方法を選べば、ひょっとしたら終末処理場も要らない方法があるかもしれないとか、様々なもろもろの考えが出てくるような気がするんですね。だから、まず第一に、管を敷設する、該当する世帯の調査が一番先決だと思うんですね。それがどうなのか、全体でどのぐらいなのかということ調査した実績の下にシミュレーションをしていただくのが本来の姿ではないかと思います。その辺をまずもってちょっと、この3億の固定資産購入に絡めて御答弁を願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） ありがとうございます。

下水道事業におきましては、つなぐ、つながないからということではありません。基本的には、その対象する地域の方がつないでいただいて、良好な環境を維持していただくということになりますので、基本的には皆さんにはつないでいただくということになりますので、アンケートを取るといことは考えておりませんが、9月の議会でもお答えいたしました。今、合併浄化槽があるんですね。例えば牛牧団地についてはまだ単独がかなりあるんですけど、その西側の地域については新しい住宅が結構建っております。そちらにおいては、合併浄化槽が入っております。今の合併浄化槽については機能も確保されていますので、その地域についてアンケートを取るといことで、アンケートを取らせていただきまして、必要であればつなぎに行きます。もし要らないといことであればやらないといことで、工事費の削減といつか、工事費をそのときには出さないという方法も今は考えております。ですので、基本的には、合併が入っているところについては本人の意思確認をして、管を延ばしていくのか、延ばしていかないのかといことで考えております。

あと、下水処理場におきましては、はっきり言ってそこの処理場がないことには下水事業として成立いたしませんので、下水処理場の用地については、皆さんの御理解を得がてら、早急に買わせていただき、今後も同事業を早急に進めてまいりたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今の答弁によりますと、合併浄化槽が入っているところは多分つなげられないでしょう。もちろんそれは当然のことかと思えます。したがって、そうでない、例えば具体的に申し上げますと、牛牧団地も通るわけですね。牛牧団地の中は、正直言って単独浄化槽が非常に多いと。だから、一つの事例として、現在、浄化槽を設置して何とかしているけれども、この際、単独だから下水が引かれればつなぐよという人がどのぐらいおるのか。あるいは、合併浄化槽に切り替えるほうがいいよというような考え方もいらっしゃるかも分かりませんし、その辺を、あるいは団地だけじゃなくて、その管が埋まってずっと延びていくところにいろん

な方々が住んでいらっしゃる。あるいは、いろんな浄化槽が埋まっている。そういう方がどうされるのかを事前にやっぱり、アンケートというとおかしいんですが、大体的見込みを聞いてやらないと、やってしまったわ、さあ大変だわということを素人なりに懸念するわけです。その辺は、皆さんは専門家としていろんな研究をされたり、いろいろしていらっしゃるわけですが、午前中の質問ではありませんが、他市町の状況なども参考にされるならば、さらに詳細が、また考えとして湧いてくるような気がいたしますが、ポイントはやっぱり接続率が、せっかくお金をかけたのに、いわゆる空振りだと、極端な言い方をしますと空振りだというものはいけませんので、その辺のところの見込みをやはりきちんと出して、その上で、いわゆるシミュレーションはそういうことをやった上での、確実などとは言わないまでも、確実に近いシミュレーションだということによっていただかないと、なかなか説得力に欠けると。やるなどは言っていませんけど、やるならそういうやり方をしていただけでないかなあと、こういうことで質問をする。そういうことです。もう一度お願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほども申しましたが、あくまでも下水道区域になった場合には、接続するという義務が発生してまいります。ただ、それで接続するかしないかなんていうアンケートは取るということは考えておりません。逆に、接続率を上げるために、その数値です、うちの目標値に上げるために、私どもが努力して、皆さんに御理解いただきながら進めていくものだと考えておりますので、基本は皆さんに接続していただく中で、いかに目標値に達成するかということだと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 終わりますが、いわゆる下水の管を引いた以上は接続していただくのが当たり前だという認識の下の発言かと思うんですが、これはただし強制力がないんですね。あるいは罰金刑がないわけですよ。したがって、幾らそういう口実があったとしても、引きたくないのは引きたくないんやと、つなぎたくないんだと言われてしまえば、それ以上のことは幾ら職員が努力されても、例えば自分は年寄りだから、あるいは次の跡取りがないから、あるいはこの家もそろそろ、もう建て替えはできないけど、空き家にするからというような、いろんな諸事情があると思うんですよね。そういうものも含めた実績的なものを出してシミュレーションをしていただいて、きちんと整えた上での次なる工程を踏んでいただきたいということを申し上げておるわけです。その辺は、これ以上申し上げても、多分部長のほうはやらんことはやらんやとおっしゃってしまえばそれまでですので、時間も大分たちましたので、そういう考え方が議員の方々にも多数いるよということだけお知らせ申し上げて、質問を終わります。



○議長（庄田昭人君） 答弁いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第21 議案第22号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第21、議案第22号市道路線の認定について（その1）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第22号市道路線の認定について（その1）、これは都市計画法に基づいた事業開発です。その公共施設の管理引継ぎということで、整理番号が6番の路線番号4-1207、路線名が4-1207号線、これは起点と終点があるんですが、起点が野口の1135-1地先から野口1135-3地先になるわけですね。これは図面を見ていただければ分かるわけですが、22-6を見ていただければ分かるんですが、これは東西に市道ができたわけですね、その認定です。これだけの図面ですとこの東西の道路だけで、南北とか隣の道路との接続というのが全然絵に載っていないんですが、要は東西の丸のところの左側に縦に道がありますね。これは既設の、一間通りといいますか、2メートル近くの既設道路があるわけですよ。今回、この4-1207のところの路線といいますか、ここの宅地を埋めて、この道路1207を認定するんですけれども、南北の道路、2メートルですので、これを東側に、右側のほうに広めたわけね。これはここの図面に載っていません。この広めた道路に側溝をつけて、東西の、今回の1207を接続しておるわけやね。

接続したはいいんですけど、南北に側溝を入れたときに、水は、この南側は都市下水なんですよ、広い都市下水。農業も兼ねておるんですけれども、そういった大きな都市下水があるにもかかわらず、都市下水のほうに排水を流さすと、北へ行くんやね。北へ行きますと丁の字なんですけど、この西東の道路に側溝がありますので、ここに接続をして、この水を、左のほうにまた南北に用水がありますので、そこへ落とす計画になっておるわけね。

私が思うに、普通、水というのは上から流れて下へ下るんですよ。これは逆流になるんですよ。南から北の丁の字のほうの側溝につないで、それをまた西のほうへ、左のほうへ行って、

用水に落とす。こんな不合理なこと駄目ですよ。

ということは、この丁の字のところの東西の道路には、南北に側溝が全部入っています。この水が全部この左のほうの用水に落ちるわけですね。今回、この埋立てをしたときに、4-1207をつないだときに、この水が既設の側溝に来ますので、あふれてしまうわけやね、ちょっと雨が降りますと。ですから、私が思うに、都市下水のほうに水を落とすように頼みました。そうしたら、仮の工事といいますか、ちょっとした100ミリから200ミリぐらいの周りに穴を掘って、側溝の壁に穴を空けてやってあるわけね。通常全然水、この都市下水に流れないんですよ。この工法が正しいのか。

もう一つは、この丸印が4-1207ですけど、丸印のところの北南に側溝をつけたわけやね。そのときには道路を広くしたんですよ、南北。その拡張したときに、私はその業者を見ていました。2メートルの道路があって、右側に、北側に広くしたわけね。そこへ、アスファルトのくずやね、アスファルト、あれを埋めて路盤を造って、舗装して、こうやってきておるんですよ。おかしいやねえかと僕は言ったんですよ。全然それから答弁を聞いていませんけれども、そういう話をしました。

ですから、私が思うに、道路を新設工事したときには、業者から絶対いろんな、構造令の中にありますから、路盤をどんだけで、舗装をどんだけやっていく、写真全部出てきますよね。そういうものをつけてもらわないと、例えば産業建設の人が現地へ認定に行っても、表面が分かりませんよね。隠れてしまいますので、下は。そういった資料は、今回こういった認定のときにはつけてほしいということです。

これは以前にも質問をしました。それは、その委員会から希望があればそういった資料をつけますよという話です。部長どう思いますか、よろしくお願いします。

以下については、自席から質問します。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回、議案で道路認定をお願いいたしますのは、4-1207号線で、東西の道路になります。ここにつきましては、この開発業者による開発許可をした道路6メートルが造ってございます。

議員がおっしゃられます南北の道路については、先ほど公園の中でも少し御説明いたしましたが、西側の敷地から一方的に東へ後退していただいて、6メートルの道路を、この開発道路の西側にある道路、それから南に今度公園を計画する予定のところの道路ですね。同じ通りになるような格好で道路を築造していただいております。

正直に言いまして、ここの道路につきましては、開発業者の開発道路に合わせて南北道路を整備していただいたというところで、この水の流し方につきましては、北から南というのが通常の瑞穂市の地形だから南へ流すべきだというのは十分分かるわけなんですけど、現在のこの道

路の形から、高低差から言いまして、北に流さざるを得ないということで、北へ流してあるというものでございます。先ほどおっしゃられましたように、南側には都市下水路がございますので、一定の水が降った場合には南側の都市下水路に落ちるように開口部が設けてあるというものでございます。

それから、開発道路につきましては、全部私ども写真を提出するようにして、最終的に市が移管を受けるというような手続を取っておりますので、必要であれば、委員会の中で開発道路一本ずつの工事の途中、その工事写真はお見せできることはできると思います。

ただいまの質問の中では、南北道路の6メートルを造るときにアスファルトのがらがあつたというようなお話だったと思います。それはその際に私ども、議員からお聞きしてすぐその場で、現場で業者に指示をして、撤去して道路を築造するよというものが指示してございすので、私どもに提出された写真の中で見る限りは、ちゃんと撤去されて舗装がされたという認識でおります。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 撤去されたのはいつですか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 日にち、時間については記録しておりません。ただし、議員が私どもに通報があつたその後に現場へ職員が参つて、それを撤去するよというまず指示をして、その後は私ども、その道路の完成した後の写真で、工事の途中の写真を見て、そういうものがないということを確認させていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は2019年6月13日に写真を撮つたんですよ。それを見せたね。その箇所の写真を提出されたの。それは埋めてしまった後分からへんがね。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議案のほうに戻りますけど、今指摘されたところは今回の開発道路の区域ではございませんということだけ、まず御認識いただきたいと思います。

その上で、南北道路の舗装のがらということを御指摘されておりますけど、議員が6月13日に私どもに來られて指摘されたその後、すぐに現場のほうへ行って、開発業者にその改善をするよよというよよで指示をしております。私どもに出ている写真の範囲内では、それが残つた状態で道路が整備されたというところはございません。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは4-1207の道路を造り、認定して、側溝の水を直すために南北の道路を開発事業として広くして、側溝を新しく造り接続したと。関連ですね、これはどちらにしてもね。

既設、東西の側溝があるわけですがけれども、その排水能力というのは、今回1207をつないでも大丈夫だということによろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 計算上は、開発業者は、開発区域内の排水をその開発区域外へ出す、それに必要な側溝の断面を計算しております。今回のような開発区域外の外に設けた側溝については、瑞穂市のほうは通常、内空高さ30センチ掛ける30センチの側溝をとということで指示しておりますので、外に出てくる水に関しての処理について、それが計算上必要な量かどうかということについては、私どもは指示をしているところではございません。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が心配するのは、この穂積地区といいますか、ここは土地柄低いわけですね。6月の初め頃から農業用水等が入ってきて、既設の側溝には半分近く水があるわけやね。雨でも降りゃあ、100ミリの雨は別ですがけれども、ちょっとした雨がぐっと瞬間的に降れば、もう側溝からあふれてしまうんですね。ですから、用水管理を区長さんといいますか、担当番といいますか、そういった方をお願いして常日頃やっていただいておりますので、ありがたいんですが、そういったことがあるわけですよ。ですから、今回、この1207を認定するんだったら、南北の新しい側溝を造ったやつを都市下水のほうへ流せるような格好で、平常から、これはできないんですかね。再度お尋ねしますけれども。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今おっしゃられました穂積の地区、主に都市下水路、非常に2メートル80からというような幅の深い水路があるわけなんです、これは本来は、降った雨を流すために、下流へ流す、そういったもので計算をした上で、それだけの大きな断面を取っております。残念ながら農地がまだ残っているという中で、そこは農業用の用水としてまだ権利があるというところで、この本線にゲートを設置して、用水をせき上げているというような状況で、かんがい地には本来は雨が降るときに空にしていきたいところの都市下水路を満水にして農業用の水田へ用水を上げているというような状況で、私どものこの当該道路の8月の完成した写真を見ても、もう都市下水路、満水になっております。今おっしゃられるように、じゃあ周辺の側溝も半分ぐらい水が来ているというのは、これはここだけに限らないと考えておりますので、やはり道路へ冠水を出すようなことがないように、やはり都市下水路の農業用のせき上げをしているゲートの適切な管理を今後も地元の区長さんをお願いしていきたいと考

えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ、最後に確認をしますけれども、道路認定に当たっては、写真といますか、路盤どんで、舗装圧がどんでというような格好、あるいは側溝の幅といますか、機能とか、そういったものをつけて道路認定をするという議案にしたいと思いますが、今後そのような格好でいいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 正直に言います、私ども、この道路認定の位置図と現況の写真資料としてお出ししております。それ以上に、道路を築造しているときの写真というのは、相当なボリュームがあります。しかも、その路線が複数あるとなりますと、そこまでは今のところお出しするつもりはございません。できましたら、産業建設委員会の中でその築造している写真をお出しすることは可能ですので、その中で、委員会の中で御審査いただければというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 膨大な資料と言われましたけれども、今現在、タブレットを持っておるんだもんで、タブレットの中に写真を入れてくれやいいんですよ、写真とかいろんなもの。駄目でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） これは、都市計画法第29条の開発許可を岐阜西濃建築事務所で取った内容でございます。許可を取って築造しております。しかも、終わった後はちゃんと建築事務所で検査をしておりますので、我々は適正な道路が築造されたとした上で引継ぎをしているものと思っています。その証拠の写真は一部、行政、私どもの手元でございますが、今のところこの認定のためにそれだけの資料を出すという考えはございません。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 資料といますか、全部出してくれと言っておらへんですよ。要は、これは瑞穂市から県のほうへ許可願を出すんですけども、最終的には瑞穂市へ返ってくるわけですけども、重要なそういったものについて、やはり議員にも見ておらなあかと、このように思うわけですね。表面の写真だけでは内容が把握できないから、一つの路線においても2か所か3か所ぐらいの写真と、路盤がどうなっているとか、水路がどうだとか、側溝がどうだとか、そういったものの写真をタブレットに入れてもらえば簡単だと思うんですね。紙

ベースでくれと言っておらへんで。せつかくタブレットを持っておるんだから、こういうところに大まかな資料を入れてほしいと。

ここで論議しておってもあかんですけども、道路認定は産業建設ですので、そこら辺をしっかりと、委員長さん含め、委員の皆さんに検討してもらおうと。これで終わります。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第22 議案第23号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第22、議案第23号市道路線の認定について（その2）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第23 議案第24号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第23、議案第24号市道路線の認定について（その3）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 23やね。23号。

○議長（庄田昭人君） 24号です。日程第23、議案第24号、（その3）です。

○17番（松野藤四郎君） 失礼しました、24号じゃないです。25号です。ごめんなさい、間違えました。

○議長（庄田昭人君） 市道路線認定（その3）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第24 議案第25号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第24、議案第25号市道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。先ほどは大変失礼しました。

議案第25号市道路線の廃止でございます。

めくっていただきますと、整理番号1、路線番号が4-1079、穂積字野口1177-2番地から、終点が高野の2032番地の地先ですね。資料25-1を見ていただくと分かるわけですが、まず1のほうは、起点が1177-2、これは丸印のところですね。一番右のところは1177-2番地になります。終点の高野の2032-1というのは、左の矢印の終点になるわけです。私はちょっと専門的なことは分かりませんが、ここは、起点は1177-2ということでもいいんですが、終点が、市から出ているのは2032-1になるんですけれども、私が思うのは、この道路は、東西はこの都市下水の南に道路があるんですね、東西。斜めは都市下水の左、北からこの図で見ますと左ですね、斜め。都市下水の反対側に道路があるんですよ。ですから、この路線名をつけるときには、1177-2から、この矢印の向こう側は2030-1というふうな格好になるんですが、確認ですね、起点終点の捉え方、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議案第25号につきましては、市道路線の廃止というところで、これを廃止しますよという表示がしてあります。これは従前の認定の仕方が、資料25-1で見ますと、丸が起点で矢印が終点になります。この廃止する路線番号4-1079号線と書いてございます。議員おっしゃいましたように、この道路の起点、円い、この左手を起点の地先番地とします。終点も同じく進行方向に向かった終点の左手の番地を表示いたしますので、今この廃止の路線番号の終点の地先につきましては、都市下水路を挟んだ左側という表示の仕方、高野の2032番1地先というのが、これで正しいという認識であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 起点はいいんですけれども、起点は1177-2でいいんですけれども、要は終点のほうやね。実際は、道路は都市下水の左側にあるんやね。申し訳ないんですけど、

棚橋さんのところのうちの東側のところに細い道がずうっとありますね。都市下水の西になるんですけども、それをずうっと行くんですね。僕は、終点がこの左側の土地の2030-1だと、このように捉えておるんですけども、何かこれは基準といいますか、路線番号を決めるときには、何かあるんでしょうか。地先というのは、その道路の近くの番地でやるんですけども、都市下水を流れた2032-1を終点というふうにする意味ですね。都市下水は公共用地だと言われましたけれども、ちょっと疑問になるんですが、再度ちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市道路線の認定のルールにつきましては、起点の左側の番地を地先としまして、それを進行方向に向かって終点の矢印の左手を指して終点の地先といたします。議員がおっしゃいますように、道路の終点の右に接続した土地ではないかとおっしゃいますけど、道路認定のルール、表示の仕方として、あくまで起点終点の左手の番地を表示するというのが私どものルールとしておりますので、よろしく願いいたします。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 議案第3号から議案第25号までについて（委員会付託）

○議長（庄田昭人君） 議案第3号から議案第25号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 散会の宣言

○議長（庄田昭人君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時07分